

## 会 議 録 第 4 号

1. 招集日時 平成25年12月3日(火) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 村松昇平君
- 5番 市川圭一君
- 6番 小松崎伸君
- 7番 山越守君
- 8番 沼田和利君
- 9番 諸橋太一郎君
- 10番 宮崎智君
- 11番 杉森弘之君
- 12番 須藤京子君
- 13番 黒木のぶ子君
- 14番 板倉香君
- 15番 柳井哲也君
- 16番 中根利兵衛君
- 17番 田中道治君
- 18番 石原幸雄君
- 19番 板倉宏君
- 20番 遠藤憲子君
- 21番 鈴木かずみ君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

## 1. 出席説明員

市 長	池 邊 勝 幸 君
副 市 長	野 口 憲 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	川 上 秀 知 君
総 務 部 長	滝 本 昌 司 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	清 水 治 郎 君
環境経済部長	坂 本 光 男 君
建 設 部 長	益 子 政 一 君
教 育 部 長	吉 田 次 男 君
会計管理者	高 島 町 子 君
監 査 委 員 事 務 局 長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉 川 修 貴 君
市長公室次長兼 人材育成課長	藤 田 聡 君
総務部次長兼 監 理 課 長	中 山 弘 晶 君
保健福祉部次長兼 社会福祉課長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長兼 医療年金課長	藤 田 幸 男 君
環境経済部次長	八 島 敏 君
建 設 部 次 長	加 藤 晴 大 君
建設部次長兼 施設整備課長	山 岡 康 秀 君
教育委員会次長兼 教育総務課長	中 澤 勇 仁 君

## 1. 議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 仁 君
書 記	中 根 敏 美 君

書 記 飯 田 晴 男 君

# 平成25年第4回牛久市議会定例会

議事日程第4号

平成25年12月3日(火) 午前10時開議

日程第 1. 一般質問

---

午前10時00分開議

○議長(山越 守君) おはようございます。

日程に先立ちまして御報告いたします。

執行部より、12月2日月曜日、第6日目、2番秋山議員の一般質問の答弁に関する参考資料配付の申し出がありましたので、これを許可し、各机上に配付しておきました。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

---

一般質問

○議長(山越 守君) 初めに、17番田中道治君。

[17番田中道治君登壇]

○17番(田中道治君) 増税前にやることがあるだろう。議員定数の削減は党利党略であってはいけないだろう。議員定数は永久に1人1票、すなわち全国の有権者からいただいた票を集計して比例配分する方法を採用すべきであると主張し、現在の選挙制度で最下位で当選しても議会の最大会派に入ったら役職が順番に回ってくるという、国会議員みずから、いわゆる議会制民主主義を破壊している議会制度のあり方に大きな疑問があることを主張している、ぶれない、おもねない、みんなの党の田中道治であります。

今回は、2件の質問を行います。

1. 我が国の歴史と伝統について、これはちょっと趣旨が最後に書いてありますので、最後にありますので、誤解しないようにお願いいたします。

去る9月4日、我が国の最高裁判所は結婚してない男女の間に生まれた非嫡出子の遺産相続分を嫡出子の2分の1とする現在の民法の規定は法のもとの平等に違反するという判断を下しました。いかなる境遇のもとで出生したものであれ、全ての子孫に幸せになってほしいと思われない人はいないでしょう。しかし、そのことは別の、そのこととは別の問題がこの判決にはあると思います。最高裁の判決の主な判決理由は、国民の意識が変わったということと、もう

一つは国際社会から改善の勧告を受けているということ、この2点です。国民、市民の意識は本当に変わったのか、昭和50年代には嫡出子と非嫡出子の相続、遺産相続分を等しくする民法改正に賛成はわずか15%、反対は約5割だったのであります。現在賛成・反対の差は詰まっていますが、それでも10ポイントの差で反対派、つまり民法は改正しなくてもいい、すなわち嫡出子と非婚外子との遺産相続分との相続割合は改正しなくてもいいというほうが多数派なのであります。

2番目の、国際社会から差別はやめろという圧力があり、これに応える必要があるという理由であります。しかし、古来、日本とそれらの国々とは国柄が違うのであります。例えば、フランスでは非嫡出子のほうが嫡出子よりも多い、すなわち半数以上の子供が結婚していない男女から出生しております。アメリカは約40%台、他の欧州各国はおおむね30%から40%台であります。ここまで割合が高いと結婚していてもしていなくても同じだということになります。実際にはアメリカの離婚率は非常に高いのであります。それはそのようなその国の文化、人の生き方の選択でありますから、それを非難する気はありません。

ともあれ、今回の判決によって婚外子は嫡出子と同じ分だけ相続できるように民法の改正が行われ、それによって婚外子の差別からの苦痛は除去されるでしょう。しかし、嫡出子とその母親の立場に対する配慮が今回の判決に当たってどのようになるかという問題は残るのであります。婚外子に差別されるという悲しみが取り除かれると同時に、嫡出子やその母親にも深い屈辱感や悲しみが残るでしょう。私は、我が国の憲法に非常に大きな違和感を覚えております。

とりわけ、第3章「国民の権利及び義務」に、特に違和感を感じております。その違和感の正体は何か。それは憲法の規定が権利と自由とに傾き過ぎていて義務と責任とが軽んじられていることでもあります。第3章では「権利」という言葉は16回、「自由」が9回、「義務と責任」はそれぞれ3回ずつ登場しております。権利を行使するかわりに義務を果たすというのが真つ当なバランス感覚ではないでしょうか。憲法には、このバランス感覚が欠落していると思料いたします。

それともう一つ、憲法には家族を大切にす概念がどこにもうたわれておりません。家族こそは人間の暮らしの一番の基礎であって、国家社会の一番の土台であるという価値観は、より広く世界に行き渡っていて、およそどの国の憲法にも記載されておりますが、我が国の憲法には、それが見当たりません。家族の規定がなく、個々人がばらばらです。つまり、一緒に暮らしても父親でもなく、母親でもない、子供でも孫でもない、単なる個人なのです。憲法は、このような思考のもとで制定されていると言わざるを得ません。

しかし、我が牛久市は憲法のこれらの規定を超越して「子育て日本一」「情報共有化日本一」を初めとして5つの日本一を着実に進め、近隣自治体に先駆けて最善、最短の施策を実施

しているのです。

そこでお伺いたします。先月創刊された市政情報誌の創刊号で、子育て、教育、教育関連サービスについての市民の皆様方と池邊市長との座談会の内容が掲載されており、その内容を讀むと多くの市民の皆様は憲法第3章の規定を先取りしていると理解されます。座談会の内容は非常にすばらしいと高く評価しておりますが、ただいま申し上げた憲法第3章に関する討論や意見交換が見当たりません。今後、これらの点について市民の皆様方と池邊市長との座談会が、これらの内容まで拡充した討論や意見交換を行う構想があるのかについて御質問いたします。

2. JR常磐線の踏切の拡張工事についてであります。

JR常磐線の踏切は、牛久駅南口にある柏田踏切を初め多くの踏切がその幅員が狭く、例えば牛久駅南口にある柏田踏切は東口から柏田神社方向から駅西口方向に右に曲がろうとしても、逆に左に曲がろうとしても反対方面、方向から進行してくる車両の通行を待たなければならないという状況にあります。踏切の全体的な拡幅計画についてお聞きいたします。市内の全ての踏切に関する拡幅計画についても含めて、あわせてお聞きいたします。以上です。

以上で、質問を終わります。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

まず、我が国の歴史と伝統についてということになると思いますが、かねてから申し上げておりますとおり、これからのまちづくりは昔のように市役所が一方的に提案し、押しつけていく古き悪しき体質を継続することはできません。市民の皆様にもさまざまな場面においてまちづくりに参加いただき、市内全ての方が同じ目標に向かって意見交換し、協力し合いながら、まちづくりに取り組んでいくことは必要不可欠であります。今回発行した市政情報誌は、そのようなまちづくりを実現するための一歩であると考えております。市として目指すまちづくりの方向性、住民の皆様が実際に抱えている不安や思い、その両方を取り上げる双方向の紙面とすることで住民の皆様が牛久に興味を持ち、自分はまちづくりにどうかかわっていけるのかということを考えるきっかけとなる紙面として発刊したところであります。

創刊号発刊に当たりましては、市民の皆様のまちづくりに対する思いをどのように掲載することがよいのかということを検討し、最終的に座談会という企画を選択いたしました。今後も座談会だけを行っていくというわけではありません。その紙面のテーマにより、市民の方々へのインタビュー企画や対談企画などを通して、それぞれの地域や家族、そして市民の皆様一人一人の思いが最も伝わりやすい方法を選択してまいります。

次に、今後の発行予定でございますが、基本的には年に2回を予定しておりますが、必要に応じて発行頻度をふやすということについても柔軟に対応していきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

もう一つの質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 建設部次長加藤晴大君。

○建設部次長（加藤晴大君） 田中議員の、J R常磐線の踏切の拡張工事についての御質問にお答えいたします。

踏切につきましては、国土交通省及びJ R側の考えといたしまして、事故の防止または道路交通の円滑化等のために立体交差化や統廃合等によりまして踏切自体の撤去に努めて数を減らしていくという基本方針が示されております。現在施工中の猪子踏切の拡幅整備につきましては、協議の過程におきましても立体交差化や踏切の統廃合との方針のもとで、その協議に多くの時間を要しました。しかし、当該踏切につきましては、小学校の通学路指定、また愛和病院へのアクセス及び踏切の横断交通量が比較的多いというようなことから、特別に拡幅整備が認められたという経緯がございます。

したがって、市内全ての踏切の整備につきましては、多くの時間と協議を要しますけれども、通学路の指定、交通量、また踏切前後の市道の道路付近等々の状況並びに必要性等検討いたしまして、J Rに対して拡幅整備の要請をしまいたいと思っております。以上です。

○議長（山越 守君） 次に、20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） 皆さん、改めましておはようございます。日本共産党の遠藤憲子でございます。通告順に従いまして一般質問を行ってまいります。

今回は介護保険の見直しの影響、子育て支援、市政情報誌の創刊、女性特有のがん検診の受診促進の4項目について質問をいたします。

初めに、介護保険の見直しの影響についてです。

厚生労働省は、11月の14日、150万人が認定を受ける要支援向けの介護サービスを廃止し、市町村の事業に全面的に移行するとしていました方針を撤回をする考えを社会保障審議会介護保険部会に示しました。方針の撤回はサービス切り捨てや負担に反対をする世論と運動に押されたものと考えます。

訪問介護などは介護保険から外して市町村に移行しても受け皿がなく、専門職が行うべきだとしておりましたが、市町村に丸投げをしてもボランティアなど従来の方針が破綻をしたことを認めたこととなります。しかし、訪問介護（ホームヘルプサービス）、それと通所介護（デイサービス）は介護保険から切り離して市町村の事業にするとしております。厚生労働省

は、さらに市町村事業に上限を設けて費用を押さえ込む方針について、上限を超える場合は個別に判断をする、このように申し、国が追加負担をする考えも示しております。

社会保障審議会介護保険部会の委員からは、なぜ訪問介護と通所介護を外すのか、地域格差が生まれる上にボランティアにサービスができるのか、このような意見も出され、事業費の上限についても行き過ぎた抑制につながるおそれがある、このように言っております。また、サービスの事業者からは現在のサービス単価以下では事業者が撤退せざるを得ない事態が生まれる、このような声も相次いでおります。それだけ大きい影響が今回の改正といえます。

要支援のサービスを利用している高齢者は、歩く力が弱く、判断力が多少落ちている方のほか、脳梗塞や軽い麻痺などが残る方たちです。そのため掃除や買い物などの家事で本人ができない部分を訪問介護員に手伝ってもらいながら日常生活を送っているほか、通所介護では介護予防を目的とした運動に取り組んでおります。また、認知症の人にとっては初期の段階でしっかりとケアを受けることが重症化の予防となっています。このような要支援者を対象とした介護予防事業をしっかりと進めていけば、介護の必要な高齢者の増加を抑制することができます。しかし、要支援者を保険給付から外すことで高齢者の重度化が進み、保険財政を圧迫する可能性が出てまいります。牛久でも、これまで要支援1・2を受けていた方がおられると思いますが、この方たちの対応をどうしていくのかお尋ねをいたします。

2番目に、牛久市の市政情報誌、子育て日本一のうしく、「子育て日本一」と書いてしまったんですが、この情報誌では「子育て・教育日本一のうしく」とありますので、この点を訂正いたします。皆さんのお宅にもこの冊子が配られたと思います。11月15日号の広報うしくと一緒に配布をされました、この冊子です。この創刊について数点お尋ねをしたいと思います。

初めに、創刊というのですから、当初に計画をされていないことは確かであります。なぜ今発行されたのか。ある市民の方からは2015年の選挙に向けた準備ですか、このように言われた方もありました。市政運営のリーダーとして市長が紙面に登場したとしても違法ではありませんが、売名行為だと思われるのではないですか。発行の経緯と目的、そして予算についてお尋ねをいたします。

さらに、毎月発行されております「広報うしく」、1日号と15日号があります。1日号は各行政区から、そしてまた15日号はポスティングで配布をされております。地方自治法では予算・決算・財政状況なども含めまして市政に関する情報を住民に知らせなければならないとされております。市政情報というならば「広報うしく」でも活用できるのではないのでしょうか。なぜ広報紙で掲載できなかったのか。また、その時々で各課で戦略的に市民に知らせるとしてあります「うしくNEWS」、大きいA3版ですか、あります。その「うしくNEWS」との違いはどうか、お尋ねをいたします。

3点目で、子ども・子育て支援についてであります。新しい保育園が来年の4月、2園開園予定です。子育て日本一をうたいます牛久市で保育園の全体のことについてお尋ねをいたします。

ひたち野東地域に市立保育園が来年2園開園予定と聞いております。現在の保育園の状況について、なお待機児は4月当初は少なく、後半の秋ごろによって潜在的にふえてくる傾向があると聞いております。この子育ての情報誌の中では待機児はゼロと書いてありました。横浜市だけじゃない、牛久市の保育園の待機児はゼロということになっています。現在どの程度の待機児がおられるのか伺います。

そして、今後もひたち野うしく地域は子供が増加すると予想しております。保育園を今後もつくり続けていく計画なのか、全体の計画をどう考えているのかお尋ねをいたします。

そして、もう一点目では、今大変今後の問題とかかわるんですが、子ども・子育て支援新制度についてです。ニーズに応じた子育て支援をうたっております。保育園等の問題について、お尋ねをいたします。

少しこの子育て、子ども・子育て関連法について、この経過をお話をさせていただきます。

この関連法は、消費税増税法案とともに社会保障・税一体改革関連法案として国会に提案をされ、民主党・自民党・公明党の3党によって修正が加えられました。その結果、総合こども園法案は撤回をされ、認定こども園法の改正案が議員立法で提出をされ、子ども・子育て支援法案と児童福祉法など関連法の改正案について議員修正が加えられました。衆議院の通過後、2012年の8月の10日、参議院で可決、法案が成立をしました。

この成立した子ども・子育て関連法は3つの法律から成っています。当初の法案も複雑でしたが、修正によってさらに複雑になり、今回の制度改正で最も影響を受けます保護者や保育者が理解することは大変難しいものと言われています。成立をしました子ども・子育て支援新制度、以下新制度と言いますが、では幼稚園、保育関係団体等の反対意見により民主党、自民党、公明党の3党合意による修正がされ、そして児童福祉法第24条第1項の、市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより保護者の労働又は疾病、その他の事由により、その看護すべき乳児、幼児、その他の児童について保育を必要とする場合において、次項、次の項ということですね。定めるところによるほか、当該児童を保育所において保育しなければならない、このような市町村の実施義務が残りました。そして、その結果、公立・私立を問わず保育園に入所する子供たちに限っては入園につきましては市町村が保育実施責任を持つこととなります。

しかし、この複雑な法律の中でも4類型の認定こども園や幼稚園、地域型給付の保育施設などでは直接入園、直接契約、保護者への補助方式が貫かれ、保育が保育産業化と変質をして

いく可能性があります。また、入園の前提に市町村による要保育時間の認定が必要となり、保育園等で受けることのできる保育が保護者が認定された保育時間を上限として限定されることなど、子供たちの一日の生活を保障する生活の場から必要な時間だけ預かる場へと保育園の役割が変わり、継続的に保育を保障できない可能性が出てきます。

国は、この新制度の設計につきましては、2013年、つまりことしの3月に子ども・子育て会議を設置をし、2015年からの本格施行に向けまして着々と準備を進めております。現在は諸基準などが政省令で決定をされているわけではありませんが、地方自治体は2014年の夏までには地域型保育給付に係る諸事業の認可基準等の条例化等を終えるように要請されていると聞いています。国も地方自治体も十分な時間的余裕がない中で、このように国主導で進める新制度、介護保険の導入のときと同じような走りながら課題をやり上げる、このように進める国のやり方に憤りの声も上がっています。

新制度の柱は給付制度への変更です。給付費の基本となるのは国が定める法定価格から利用者負担を引いた金額になります。市立保育園の委託費も給付費が基本に算定をされるといいます。しかも、この給付費制度は内閣府の管轄になります。これまでの厚生労働省の所管の保育所運営費は一旦廃止となり、内閣府が新たに作る給付費制度の中に組み込まれる予定です。当然補助金の内容も見直されることになります。国は、法定価格に職員の常勤・非常勤の別、また経験年数等の反映を検討するとしておりますが、現在の額が維持される保証はありません。法定価格の算定構造については、2014年の早い時期に示すとしておりますが、その詳細は制度直前まで明らかにされないとされています。利用者負担である保育料の割合をどうするのか、幼保連携型認定こども園と保育園など、施設ごとに格差をつけないなど問題は山積しております。

市町村の実施義務規定である児童福祉法第24条の1項を積極的に活用し、牛久市の現行の保育水準を引き下げない、このような視点で新制度導入に向けた準備に入らなければならないと考えます。政令市では新制度について、既にホームページの公表も始めております。このようなことも参考にしながら、保育園入園につきまして市の考えをお尋ねいたします。

そして、もう一点は、子ども・子育て会議の進捗状況です。

国では、政令市などで担当者を集めての会議が進んでおります。その他の市町村は県の方針が出てから決めることになると思います。9月議会では牛久市でも子ども・子育て会議の条例制定がされました。この子ども・子育て会議の委員は選任をされたと思いますが、ニーズ調査なども含め、現在の進捗状況についてお尋ねいたします。

そして、4点目、がん検診、女性特有の子宮頸がん、乳がんの受診促進についてです。

日本では、毎年約1万5,000人の女性が子宮頸がんにかかり、約3,500人が命を

落していると言われていました。特に最近では20歳から30歳代の女性に急増しており、若い世代が自分の体を大事にすることは健康面だけでなく将来ある若い世代が健康に過ごすことができるよう努めなければなりません。学校教育でも、がんについての教育がこれから行われるようですが、情報社会と言われる中で啓発活動を繰り返し行うことが必要ではないでしょうか。あらゆる機会を捉え、学習に、啓発に必要なことと考えます。

現在、子宮頸がんにつきましては、2009年から20歳から5歳刻みで無料クーポン券の交付がされております。乳がんについては40歳から5歳刻みとなっています。しかし、このようなクーポン券が配布をされておりますが、大変低い受診率といえます。子宮がん、乳がんの受診率の現状についてお尋ねをいたします。

昨日、同僚議員の質問にもありましたが、子宮頸がんは原因となるHPV・ヒトパピローマウイルスのワクチンが2009年から受けられるようになりました。先ほど議場に配付をされました資料でも内容については理解をいたしました。

しかし、現在、厚生労働省は、このワクチンの接種について積極的勧奨ではなく、接種に当たっては有効性とリスクを理解の上、受けてほしいと広報しております。それは子宮頸がんワクチン接種後の副反応についての報道があり、牛久市内でも昨日の報告で1件報告をされております。副反応については、現在、因果関係は不明としながらも、持続的な痛み、訴えまじ重篤な副反応も報告されており、その発生頻度については、現在調査中とのことでした。昨日の報告でも、ワクチンを受ける前にはなかったことが起きているのですから、因果関係は不明としながらも、ワクチン接種については控えなければならないことは明らかです。

カナダでは、約6件の副反応が出たために、このワクチンの接種を控えたという報告もあります。日本では、昨日の報告でも1,000人以上の副反応が出て、初めてこのような大きな問題となっております。明らかに厚生労働省、それぞれのいろんな取り組みの中で大変痛ましいことではないかと思えます。以前にテレビで放映されました被害に遭われたお子さんの映像は、絶えず手足が動き、一時も目が離せない状況を映し出しておりました。

また、乳がんではアメリカの女優のアンジェリーナ・ジョリーさんが、母親や妹らががんで亡くなったことから、将来がん遺伝子によるがんの罹患率が高いと乳房の手術を行ったことなどが報道されていますと、大変関心が高まります。

がんの早期発見には、2年に一度は検診を受けることが大切としております。また、子宮頸がんは早期に発見すれば治すことが可能ながんと言われ、初期の変化である異形成や上皮内がんの段階での発見が可能とのこと。早期治療することにより、ほぼ100%子宮を残すことができると言われております。自分で正しい判断ができるよう、学校教育、そしてさまざまな機会に啓発活動を重視しなければなりません。そのためにも、現在、子宮頸がんのワクチンは控

えられておりますが、定期的に検診を受けることが必要と考えます。がん検診の受診率向上に向けた市の取り組みについてお尋ねをいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、まず第1点目でございますが、介護保険の見直しの影響についてお答えいたします。

厚生労働省は、これまでに要支援認定者へのサービスの市町村移管という方針を示し、社会保障制度改革国民会議からも同様の報告がなされております。しかし、今般の報道によりますと、訪問介護、通所介護に限定したサービスのみを移管すると方針転換をいたしました。

牛久市での当該サービス利用者は、8月末の要支援認定者491名中148名が通所介護を利用、497万4,415円の給付で居宅サービス費の42%、127名が訪問介護を利用し、214万7,685円を給付し、居宅サービス費の18.1%で、両方合わせますと60%となっております。平成26年1月に発送予定をしております日常生活圏域ニーズ調査では、このサービスを利用している被保険者も調査対象となっておりますので、調査の集計結果をもとに牛久市の実情に合った計画を策定していきたいというふうに考えております。

国の第6期計画に向けましての制度改正は、まだ決定しておりませんので、今審議されておりますプログラム法案、それから今後審議されるであろうと思います介護保険制度関連法案と制度改正への動向を注視するとともに、必要な方には必要なサービスが行き届くよう適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、子ども・子育て支援についてお答えいたします。

現在、牛久市の認可保育園は公立保育園5園、民間保育園9園でございまして、定員は合わせて1,632名となっております。入園児童数は1,516名で93%の入園率となっております。待機児童の状況につきましては、ほかに入園可能な保育園があるにもかかわらず特定の保育園のみ入園を希望する、また兄弟が一緒になければ保育園に入園したくないなど私的な理由により待機している児童を除く国の統計上の定義に沿った待機者は、本年4月にはゼロ名、10月に5名となっておりますが、私的理由の待機者を含めた実数の待機者は4月が12名、10月は22名という状況でございます。12月1日現在では待機児童は44名で、ゼロ歳児から2歳児の低年齢児で93%の割合となっており、これから年度末に向け増加していくと考えております。

来年2月には、仮称でございますが牛久ふれあい保育園、牛久駅前分園、定員12名でございますが、4月には（仮称）牛久めぐみ保育園、定員は120名を予定しております。それと（仮称）牛久さくら保育園、こちらは定員150名を予定しております。これらが開園し、現

在より定員が282名増加し、市内認可保育園の定員は1,914名となります。今後もひたち野地区を中心に保育需要は増加すると考え、これまでどおり民間社会福祉法人を中心とする民設民営保育園を整備していくとともに、公立保育園の牛久市社会福祉協議会への運営移管を進め、待機児童を解消していくとともに保育サービスの向上に努めてまいります。

次に、子ども・子育て支援新制度についてでございますが、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が成立し、平成27年度より制度がスタートいたします。3法の趣旨といたしましては、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものであり、各市町村が子ども・子育て支援事業計画を作成することとなります。

この新制度におきましては、施設型給付が創設され、保護者が保育の必要性の認定を受け、施設を利用するシステムとなります。このことから、保育を望む利用者が保育の必要性の認定、利用可能な施設のあっせんを受けられるよう、今後、就学前児童及び就学児童保護者を対象にニーズ調査を実施し、また市内の幼稚園等の子育て関連施設へのアンケート調査を実施する予定となっております。その後、調査結果を分析し、国にデータを送り、国において認可基準、運営基準、保育の必要性の認定基準等を提示することとなり、まだ具体的には決定されていないのが実情でございます。

最後に、子ども・子育て会議の進捗状況についての御質問でございますが、それぞれの各条例の各分野から20名の会議委員が決定し、12月5日に会議を開催し、このニーズ調査の内容及び実施の審議をしていただく予定となっております。

続きまして、4点目のがん検診の受診促進についてお答えいたします。

国は、がん検診の受診率向上対策として、平成21年度より年齢を特定した無料クーポン券を配布するがん検診推進事業を開始いたしました。牛久市の無料クーポン利用率は、この4年間で平均25%となっております。市の乳がん・子宮がん検診の受診率は約10%でございますが、クーポン券対象者への受診場所調査を実施したところ、約30%は職場等で検診を受診されていることがわかり、市全体では約40%が受診をしているということが考えられます。

牛久市の受診率向上対策といたしまして、年度当初に無料クーポン券を個別通知し、毎年秋に未受診者の方に受診勧奨の通知を送付し、クーポン券利用促進の御案内をしてございます。また、今年度は集団検診の日曜日実施を予定しており、お子さんをお預かりできる検診体制も整えております。さらに、医療機関検診の継続受診を促進するために、受診結果の通知に次回の利用券を同封しております。申し込み方法も24時間いつでも可能な茨城電子申請サービスを導入しております。

今や3人に1人が、がんになる時代を迎え、昭和56年以来死亡原因の第1位をがん疾患が占めており、その死亡数も増加傾向にあります。女性の部位別のがん死亡率の順位は、1位が

乳がん、2位が大腸がん、3位胃がん、4位子宮がん、5位肺がんとなっております。子宮頸がんによる死亡率は横ばいですが、罹患者数においては、20代から30代の若年層における増加が目立っております。乳がんによる死亡率は年々増加傾向にあったものが、最新の統計ではわずかですが減少に転じているところでございます。ただし、罹患者数は増加しており、特に40歳代が罹患のピークとなっております。

こうした現状を踏まえながら、26年度においては30歳、35歳、40歳の乳がん・子宮がんの好発年齢を対象に、個別通知で受診に必要な利用券や疾患に対する啓発案内を実施する予定でございます。

受診率向上への取り組みは毎年見直しを図り、今後がん検診の意義や早期発見の啓発を継続するとともに、受診しやすい検診体制の充実を推進してまいります。以上でございます。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 御質問の2番、牛久市市政情報誌「子育て教育日本一のうしく」についての御質問にお答えいたします。

まず、発行の経緯と目的につきましては、須藤議員や田中議員の御質問にお答えしたとおり、今後のまちづくりを市民の皆様とともに取り組んでいく上で市民の皆様が牛久に興味を持ち、自分はまちづくりにどうかかわっていけるのかということを考えるきっかけとなる紙面を作成するということでございます。

次に、既存の広報との違いについてでございますが、現在発行している広報うしくは、市民の生活に役立つ情報を中心としたお知らせ広報。牛久ニュース、広報うしく特集号は、今牛久市の取り組んでいる施策で直ちにお知らせする必要があるものを速報的にお知らせするもの。市政情報誌は先ほども申し上げましたとおり、牛久市のまちづくりを語る双方向の紙面であると考えております。

こうした目的の違いがあり、かつ市民の皆様が目にとどめ、読んでいただける広報とするために、どういった形が一番よいのかということを検討した上で独立した紙面として発行することといたしました。

また、今年度当初におきましては職員で考え、作成するというを考えておりましたが、よりわかりやすい紙面とするため広報のプロである民間業者に制作の委託を行い、1人でも多くの方のお手元に届くよう市内全戸へのポスティングを行いました。

費用といたしましては、制作委託費、印刷経費、配布業務委託費を含めて全て含めまして162万5,000円となり、これについては新たに事業をつくり予備費での対応とさせていただきます。

最後に、この市政情報誌につきましては、まだ創刊号を発行したにすぎません。市民の皆様、

議員の皆様からも感想や意見を賜り、改善を加えていくことで読んだ方々が「うしく」に興味を持ち、「うしく」を好きになるような紙面にしていきたいと思いますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（山越 守君） 20番遠藤憲子君。

〔20番遠藤憲子君登壇〕

○20番（遠藤憲子君） それでは、再質問いたします。順不同になってしまうかもしれませんが、お願いします。

1点目の介護保険なんですが、介護保険制度の見直し、今後の問題にかかわるんですが、大変この見直し案がさまざまな新聞、それからテレビ、いろいろと報道されておまして、その見直し案につきまして利用者や家族の方が一体うちはどうなるんだろうというこういう懸念が広がっております。最も大きいのが市町村に移管をされ、移されるという軽度者向けの訪問サービス、また通所介護などの低下が心配をされています。自治体によってはやはりこの費用が上限が決められてるところでは格差が広がるのではないかと、このようなことも心配の声が上がっています。厚生労働省は訪問介護と通所介護、これを市町村に移しまして、そのほかに一定以上の収入のある方、この方たちの利用者の負担を引き上げる、こういう方針だといいます。あくまでも社会保障の費用の削減ありき、これがあるのではないかと考えます。

今後、やはり高齢化社会にいきますと要介護者、これはふえ続けていくと思います。しかし、サービスを担う人材、これが不足をする、このことも予想されております。市町村に移すということでサービスの内容とか料金でも格差が生じてくる可能性、そしてまた市町村の事務量が膨大にふえてくるのではないかと思います。先ほど述べましたけれども、要支援者、保険給付から外すということで高齢者の重度化が進んで、かえって保険財政、このことを圧迫するのではないかと、このような可能性も指摘をされています。

先ほど部長が、牛久に合ったサービスを継続をということなんですが、では実際、利用者のほうからどういう形で、いろいろと聞き取りをするというお話もありましたけれども、介護にならないように予防を重視する、これは国の政策でありました。それを今回こういうことで切り捨てるということは大変介護保険が破綻をするのではないかと、このようにも考えてしまいます。

この今回の介護保険、いろいろところで大変矛盾が吹き出しております。こういうときこそ、やはり市町村の役割、問われてきます。再度今までサービスを受けていた方たちに対するサービスを充実させる、その考えについて伺います。

2点目の、子ども・子育て制度なんですが、2015年の本格施行に向けましては、今までの保育制度ががらりと変わります。先ほど述べましたように、今までの管轄が厚生労働省から

今度は総務省に移るとのことなんですね。内閣府に移ります。それは何を意味してるかという、さまざまな問題が総務省のほうで、全部内閣府のほうで一括管理ができるというふうになってしまいます。これは大変大きな問題を抱えていると思います。しかし、今、保育制度、よりよい保育を行っていくための環境づくり、それはやっぱり市町村が役割を果たしていかなければならないと思います。

まあ公立保育園、社協のほうに委託ということの答弁もありましたけど、公立をやはり社協といえども民間なんですが、そういうところに移してしまっているのか、公立は公立のよさというのがあると思います。若い世代からベテランまで経験豊かな保育士、保育者などいらっしやいます。気軽に相談できる先生に的確なアドバイスをもらって元気になれた、このような保護者の声も聞いております。保護者、そしてまた保育者たちの声を真摯に受けて対応していく、このことが大事ではないかと思います。

新制度の今後の方向性について、子育て支援のあらゆる施策については、これからということ、今後ニーズ調査なども行う、そしてまたいろいろな調査も行うということなんですが、子育て会議、今後12月の5日ですか、開催されるということなんですが、現行水準を後退させない、こういう最も大切な視点から市の考え、再度伺いたいと思います。

そして、市政情報誌の先ほどの「うしく」なんですが、民間会社に委託をされたということです。確かにレイアウトがきれいで、読みやすい、このような市民の意見も届きました。しかし、今回の市政情報誌、以前に、ちょっとこれ小さくなってしまったんですが、2013年の4月に「牛久NEWS・子どものふえている町うしく」というところで、これはもうホームページで公表されています。いち早く予防接種と医療の経済的負担を減らしていますという、同じような内容の情報を市民に届けているということですね。じゃあ何がこれが目的なのかとうところが大変私は疑問と感ずるところなんですね。そして、ここに市長と若いお母さんの対談、PRには絶好の機会であります。そして、保育園とか図書館など日ごろ市民と接点の多い職員の方を登場させています。この同じような掲載のうしくNEWS、そしてまたうしく、この創刊号、うしくNEWSには今年度予算化をされておりますが、新たにこの創刊号については予備費ですか、それで対応していくということ、今回税金を使って発行するということは、やはりそれぞれの目的、先ほど発行の経緯がありましたけれども、どういう効果、それを期待しているのか、やはり市民に広く知らせるというならばホームページそしてまた広報うしくの紙面構成、幾らでも変更すれば可能ではないでしょうか。各課のうしくニュース、それも市民、職員の方たちが苦勞されてつくっていると聞いております。大分いろいろと字も多いんですけど、読みやすい部分もあります。うしくNEWSとの違い、明確ではなかったようなので、再度この点を伺います。そして、これからもこのようなことを続けていかれるのか、再度お尋ね

をいたします。

そして、がん検診の受診促進です。先ほども述べましたが、子宮頸がんというのは大変若い世代に急増していると言われていています。特にひたち野うしく地域には皆さん御存じのように若い世代が、そして子育て世代が、そしてまたこれからも住み続けてもらうためにさまざまな環境整備が急がれていることは周知のとおりです。今回はがん検診について質問しましたが、なぜ牛久全体で受診率が低いのか、いろいろ理由はあると思います。このがん検診、子宮頸がん、子宮がん、余り積極的に受診したくないな、こういう考えることもあります。また、経済的な問題も一つあります。受けやすい環境を整えること、大事と考えます。

現在の無料のクーポン券、対象年齢が20歳、25歳と5歳間隔であります。厚生労働省がこの検診、がん検診については、2年に1回、このように言っております。ほかの地域では偶数年、例えば二十の人が22歳、こういう偶数年にその受診を勧めるための取り組みをしているということも聞きました。県内ではこの年齢の拡大の実施はないようだとのことですが、東京の荒川区、ここでの取り組みについて、少しお知らせをします。

該当者には、二十になりますと無料クーポン券が郵送されてくるそうです。そして、さらに先ほど言いました偶数年になりますと無料クーポン券が郵送されてきます。検査を受ける病院につきましては、個人で予約をします。しかし、このところがいろいろと情報で市民に、区民に明らかになっているんですね。子宮頸がんとはどういう病気ですよ、乳がんとはどういう病気ですよ、そしてこういうことを早目にやることによって、早く受診をすることによって命が守れますというようなこと、そういうようなことも広報しています。受診をした方のうち、何人の方が早期発見で見つかって、また精密検査になりました。もちろん個人情報にも注意しながら具体的な例を示して区民に知らせております。このような受診をしてよかったという区民の声などもホームページで知らせております。

東京という大変人数が多いからではなく、区側の丁寧な働きかけ、そしてどうしたら受診しやすくなるか、環境を整えてきたといいます。県内では5年に一度、20、25歳という5年に一度の受診、これは無料クーポン券なのですが、それでは見過ごしてしまうがんもあるかもしれません。その間の検診は確かに自己責任と言われればそれまでかもしれませんが、受診しやすい環境を整えるため、自治体の仕事でもあります。ぜひ受診を喚起するためにも年齢の拡大について、ぜひ検討していただきたいと思いますので、再度受診を促進するための市の考え、お尋ねをいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（山越 守君） 保健福祉部長清水治郎君。

○保健福祉部長（清水治郎君） それでは、再度の御質問にお答えいたします。

まず、介護保険の関係でございますが、サービスを今後も利用者からの意見を聞きながら充実できる方策ということでございますが、国のほうでは先ほどお話がありましたように要支援の関係については第6期、平成27年から3年間でいわゆる段階的に市町村事業とするということも聞いてございますし、国からの地域の実情もいろいろあると思いますので、国からの一定の指針も出てくるというようなことも聞いてはございます。

いずれにいたしましても、ことしの、年明けましたらこういった方々あるいは65歳以上の方々、抽出、ピックアップいたしましてニーズ調査、これを行いながら来年度以降、介護保険の運営協議会の委員の皆様方にも御審議をいただきながら第6期の計画を立てていく中で、この後、国の、まあ今のところ確定はしておりませんので、まだ変更になる可能性もございまして、いろいろな情報を注視しながら牛久市の制度のつくり込みをしていきたいというふうを考えてございます。

続きまして、子ども・子育ての関連でございますが、これにつきましては、現在、国のほうからは31問程度でございますが、統一的なニーズ調査がおりてきてございます。まだこの後ですね、例えば消費増税に関する3,000億円と言われておりますが、その財源の配分等もまだ現在何ら決まっていないというところでございますので、こちらはさらに先ほどの介護保険もそうでございますが、国の動きを注視しながらも牛久市としての子育て施策の充実を図っていくということを考えてございます。

最後に、がん検診についてでございますが、クーポン券、無料クーポン券につきましては、先ほど御案内のとおり、21歳から5歳刻みで送っておりますし、もちろん未受診者の方には先ほど議員がおっしゃったような子宮がんあるいは乳がんに対する啓発等もお送りしてございますし、日曜日の検診、あるいはお子さんを預かれるということで検診体制、検診を受けられる体制をどんどんふやしておりますし、受診者には継続していただけるように次の利用券を同封するというふうなことも行ってございます。こちらのクーポン券につきましては、国の補助事業ということでございますので、引き続きそれを実施しながら皆様に受けていただける環境をつくっていくということで考えてございますので、御理解お願いいたします。以上でございます。

○議長（山越 守君） 市長公室長川上秀知君。

○市長公室長（川上秀知君） 私からは、市政情報誌についての再度の質問でございますが、まず市が情報提供を積極的に進めてほしいというのは、毎年行っております市民満足度調査の中でも、約180近くある施策の中で第8位を占めるというような形で市の情報ですね、市民の方々にもっと情報伝達をしていただきたいという強いやはり要望もございます。

そうした中で「うしくNEWS」の役割としましては、先ほども申し上げましたが、まさに

今取り組んでいる重要な事業について市民の皆様にお知らせをしていくという役目を担っていただいております。また、今回発行いたしました市政情報誌につきましては、市役所の部署にはとらわれない中で、牛久市の将来像につながる政策をテーマといたしまして市民の方々が今の牛久市、また今後のまちづくりにどういった意見をお持ちであるかということをお聞きしながら市政の中にかかわっていただくということが必要であるという認識のもとに今回、政策情報誌というのを発行させていただいたということでございます。

また、発行に当たりましては今年度1回でございますが、来年度におきましては、田中議員の御質問にもお答えさせていただきましたが、2回ほどを予定していると。状況におきましては、再度ふやすということも考える中で市民への情報の提供、並びに市民と協働のまちづくりを進めていくという中での市の情報提供というのは、必要性を十分認識した上での市政情報誌の発行であるということでございます。以上です。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時03分休憩

---

午前11時15分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の鈴木かずみでございます。通告に従って一般質問を進めてまいります。今回は防災対策、2点目として西側地域の整備計画について、3点目としましてネオニコチノイド系農薬について、3点の質問をいたします。

初めに、防災対策について。

3. 11の東日本大震災を教訓として先日も市としての防災訓練が行われたところですが、防災行政無線によるお知らせが聞こえづらい地域に、どのように緊急時の情報が伝達できるかが全国的にも大きな課題となっており、牛久市議会でもたびたび取り上げられてきました。屋外スピーカーによる防災行政無線113基の設置では市内全域への限界があり、かつメールほか総合的な伝達システムもつくられつつあると昨日の同僚議員への答弁でもありました。

防災無線の聞きづらい地域の対策として、24年度においては1,453万円が計上され、防災ラジオを1,850台購入し、今年度の4月から行政区の班長まで配付をされたということなのですが、緊急時に対応するためにどのように活用されているのか。また、設置の目的、使用方法の適切な説明、器具のふぐあいの改善等について、またよりよい改善策について伺い

ます。

防災ラジオといいましても設置の目的、使用方法の適切な説明などが丁寧に行われないと行政区班長さんもの確に受けづらいところもあり、スムーズに設置運用まで行われていない地域もあるのではないかと、防災行政無線の聞きづらい地域の対策として、昨日は第2つつじが丘、田宮番外地という地名も挙がっておりましたが、刈谷団地、城中、新地、下町などの一部も聞きづらい地域と聞いております。まず、牛久市役所から発信する防災行政無線が聞きづらい地域について、どのように把握しているのか。それらをクリアするための防災ラジオの設置ですが、各行政区の班長まで配置されていれば、とりあえず災害時に市民全体に届くであろうとの発想で、私どももそのように認識して議会でも取り上げてまいりました。市として東日本大震災、近くは伊豆大島等の災害時の教訓を生かして取り組まなければなりません。せっかく購入した防災ラジオ、これを有効に活用できるように、よりよい改善策を模索していただきたいと質問をいたします。

まず、班長まで設置する目的や役割などを行政区に十分理解してもらい、徹底するにはそれなりの時間と説明が必要と思われまます。突然防災ラジオを渡されても初期設定をし、家庭になじみ、違和感なく理解と協力を得るまでには丁寧な説明と手だてが必要です。私も1台お借りをして試験的に設置し、5時のお帰りコールを聞いてみました。ラジオが聞こえていても自動的に切りかわってお知らせが流れます。ラジオ、防災無線、緊急警報の3つを受信する機能を持っていて、ラジオをオフにしても防災無線、緊急警報は自動的に受信できるようになっています。ただし、切りかわる時点でガガーッとといった雑音が耳ざわりに聞こえます。しかし、これは防災無線のシステム上取り除くことができないものであるようですので、そうしたことも日常生活の上でなれなくてはなりません。そのほか、ガガーッと鳴ってすぐ切れてしまうなど、電波の関係でしょうけれども、うまく入らないことも場所によってはあるようです。そのような地域は防災行政無線も聞きづらいというところもあります。班長も1年ごとにかわりまますので、細かな注意点も含めて班長さんが理解し、協力できるかが課題です。

私もいろいろ調べてみましたところ、県内でも下妻市では5年前から希望者に設置を始めまして、人口が4万5,000人のところ、現在1万2,500台の設置をしているとのことでした。ここは単価6,000円の防災ラジオに対し、個人負担は1,000円、市と社会福祉協議会で半額ずつ負担をしているとのことでした。やはり雑音の排除については使用している市民からも苦情の一つとなっているようです。また、どうしても電波の届かない地域などがあり、1,800円程度の個別のアンテナを半額補助をしているとのことでした。どこでもこのような課題があり、苦慮しながら取り組んでいるようです。

そこで質問をいたします。1つには、現在の活用状況について、1,850台の防災ラジオ

がどこまで配置されて活用されているのか。

2つには、設置の目的、使用方法の適切な説明、器具のふぐあい等の、ふぐあいの改善等について、器具のふぐあいともとられてしまうところはなかなか難しい問題もあるようで、防災ラジオとしての機能と使い方が徹底されていない、また電波との関係などもあるようで、そのように感じられるということです。活用されているところで苦情などは寄せられていないのかどうか。また、防災ラジオについて市は9月にアンケート調査を行い、実施しているようですが、その集計はどうなっているのか。対象は行政区で防災ラジオを配付した班長以上の行政区の各役員に対してということですが、その進捗状況について伺います。

次に、都市計画マスタープラン審議会・牛久駅西側地域整備基本計画策定についてお伺いをいたします。

市の都市計画マスタープランが見直し改定され、平成22年度から32年度までの10年スパンの計画のもと、牛久駅西側地域整備基本計画策定についての審議会が行われており、私も西側地域に住んでいる市民として高い関心のもとに傍聴を続けております。特に高齢化が進んでいることから起きる問題、近々予想される西側地域への大型店の出店により心配されるイズミヤの問題等々、さまざまな意見が出ています。

意見の要約の中から拾ってみますと、駅周辺の活性化については10年、20年を考え、バス路線の終着点になっている牛久駅周辺にどういう施設があればいいのか、商業の活性化といっても店がほとんどなく、不動産屋と飲み屋しかないので駅前は閑散としている。ゆったりと散歩する場所もなく年寄りが安心して行ける場所ではない。人が集まれば自然と商店街ができるし、たまり場とともに誰もが安心して来られるようにすること。エスカートホールがリニューアルしても稼働率が低いのでコミュニティシネマ構想を提案した。この12月中にエスカートシネマの試写会をする予定だ。商業だけで駅ににぎわいをいきなりつくるのは困難だ。高齢者がたまる場所をつくって人が来るきっかけをつくることによりにぎわいが生まれる。市役所の一部機能を駅の近くに持ってくれば交通結節点であり、便利になる。周辺のリニューアルも含めて人も集まってくる。役所の福祉関係などが駅周辺に来れば同時に用を足し、楽しみ、買い物もできる。アンケートをとったことがあるが、ひとり住まいの人はそこに来れば人と話ができて、人の動きを見てすつとして帰るということもある。駅に図書館がなくなったままでいいのか。軽井沢駅の例では、駅に図書館を併設して利用者が増大している。このような複合施設が必要ではないか。九州では公立図書館にスタバ、喫茶店ですね、スタバがあり、若い人たちが利用している等々の提案もあります。

また、問題点として、エスカートは駐車場がとめづらく、使いづらい。つくばや龍ヶ崎など快く使えるところへ行ってしまう。利用しやすいようにリフォームできないか。また、西側の

活性化というが、奥野地区からはバスがないのでわざわざ牛久駅周辺に行こうとしない等々、審議会に参加する皆さんからは率直な意見が出されています。

そこで、1つには牛久駅西側地域整備基本計画策定の目的について、2点目としまして審議会の答申と方向性についてはどのように考えているのか、3点目として市全体のまちづくりの基本的考え方について伺います。

3点目、ネオニコチノイド系農薬についてです。

ネオニコチノイド系農薬とは余り聞きなれないかもしれませんが、たばこに含まれるニコチンに似た化学物質で、種子や作物が吸収し、病虫害防除に効果があるとして、1992年に日本で農薬として登録されました。有機リンについて多くの警告がある中で、ネオニコチノイド系が人に対して害の少ないものとして近年大量に使われているものです。しかし、昨今は低濃度でも神経伝達を攪乱し、ミツバチ減少の原因として指摘されています。ミツバチは野菜や果物などの受粉の手助けをして作物を結実させる花粉媒介者であり、目に見えない彼らの働きのおかげで私たちはいつでも果物を手に入れることができます。日本養蜂はちみつ協会によれば、2009年の全国における農薬によるミツバチ被害は報告されただけでも被害総額が2億5,000万円を超えているとのこと。養蜂業をしている方たちは、特に水田でカメムシ予防のための農薬散布をした翌日などに各地でミツバチの大量死を目の当たりにし、この問題の重要性を訴えています。EUでは、今、この12月から2年間の暫定使用禁止措置を決めています。EUでは、食べ物の安全性や生態系破壊について完全に因果関係が明らかになっていない段階でも予防原則で対策をとっています。9月にNHKがクローズアップ現代でこの問題を取り上げ、日本でも関心が高まってきています。

ネオニコチノイド系農薬が、ミツバチの大量死が起り始めた1990年代から日本を含めて世界中に急速に普及をし始めたこと、昆虫に対して強い作用を持っているため、農薬のほか殺虫剤としてもよく利用され、家庭園芸用、シロアリ駆除剤等々私たちの身の回りで使われるものにも使われているようです。フランスやイギリスで行われた実験では、ネオニコチノイド系農薬を浴びたミツバチは帰巣能力、巣に帰る能力を失って巣の外で死んだり、女王蜂の数が減ったりする異常が起こっていることが確認されているとのこと。

日本では金沢大学や愛媛大学の研究があります。金沢大学の山田教授が行ったものはネオニコチノイド系農薬をミツバチの餌や飲み水にまぜると、やはりミツバチが異常行動を始め、働き蜂は巣に帰ってこなくなり、12から18週間後には群れが全滅してしまったとのこと。日本のミツバチは水田の水を持ち帰ることが多いそうで、愛媛大学によれば愛知県内の水田でネオニコチノイド系農薬の残留が確認されているとのこと。

また、これまでの農薬の研究開発はいかにして人が、人ではなく虫だけの神経系を攻撃する

かという課題に取り組んできたけれども、この農薬が影響したのは虫だけではなく、人間にも影響があったのではないかという研究が発表されています。人間といっても、化学物質の影響を受けやすいのは、胎児・乳幼児など子供の神経と発達に対する影響。尿から有機リン系の農薬の代謝物が平均より多く検出された子供は、ADHD（注意欠陥多動性障害）になりやすいというハーバード大学の研究者らによる論文なども注目を集めています。健康への影響については、子供の発達障害、難病、不妊などさまざまな検証がなされています。2005年の厚生労働省の調査によれば、5歳児健診で軽度発達障がい児の出現頻度は既に同年代の子供の約1割に及び、いわゆるちょっと気になる子、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、PDD（広汎性発達障害）、軽度MR（精神遅延）など、合計9.6%に上ったと報告されております。

農薬企業は、ネオニコチノイドは有機リンよりは人間には毒性が弱い、昆虫は殺すが人間には安全であると繰り返されてきておりますけれども、本当にそうなのでしょうか。農業における農薬の使用は農業者の生産性の問題があり、また大手農業製造業者の利益からくる攻防もあり、これらの人体に対する影響などの疑いがあっても現実には厳しい課題であると考えますが、お米、果物、お茶、その他多くの農産物に使用され、長い年月をかけて人体に取り返しのつかない事態があらわれてくることもあるとすると、今私たちは気づいた時点であらゆる方策をとっていかなければならないと考えるのです。

例えば、主な農薬の使用実態については、どのようになっているのか。お米への空中散布なども行われていますけれども、有人ヘリコプターから無人ヘリに変わったと聞いておりますけれども、農薬使用実態はどうか。

そうした中で、ネオニコチノイドを初めとした浸透性農薬が生物多様性やエコシステムに及ぼす影響は大であると化学者、市民団体などが動き出しております。そして、この農薬を使いたくないと学校給食の廃食用油でつくったリサイクル石けんを活用し、害虫防除に効果を上げている福岡県浮羽市や久留米市などの経験も出てきています。久留米市は給食調理で残った廃油を石けんに加工する運動が1980年から続いており、リサイクル石けんを溶かし、ニコチノイドでない農薬を混合して使用し、害虫防除の効果が出ていると報告されております。

ネオニコチノイド系農薬を減らす取り組みについて、今後新たな視点をもって取り組んでいく考えはあるのかどうかという点について質問をいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 私のほうからは、御質問の防災対策についてお答えいたします。

防災ラジオにつきましては、牛久市区長会役員会において防災行政無線放送の不明瞭さを補

う目的で導入することと、各行政区の役員等に貸し出しするために各行政区の必要台数調査をすることについて説明を行い、調査結果に基づき、本年4月よりラジオの貸し出しを実施し、現在1,850台を配付しております。また、この防災ラジオは希望者に7,000円で販売もしております。

ラジオ導入に当たっては、宅地開発等により設置当初からの地形の変化があったことや天候の影響で聞こえにくいなど、防災無線の持つ屋外放送特有の欠点が屋内で音声を聞くことで改善できるとの考えに基づき、決定いたしました。防災ラジオの配付を各行政区の役員等の方々まで広げることにより、地域の中で災害弱者への見守り、支援の充実が図られると市では考えております。そのため、配付に当たっては、各行政区の役員会において設置の趣旨を説明し、理解をいただきながら行っております。

実際にラジオを使用した方の一部から放送内容が聞き取りにくい、受信しないときがあるなどの意見が寄せられていることから、現在各行政区の役員や設置した市民の皆様アンケート調査を行い、行政区長と相談しながら設置場所の変更、外部アンテナの設置、テレビアンテナの利用などの改善策を検討し、実施してるところです。また、製造メーカーとふぐあいの状況について協議も行い、改善策についても検討いただいております。

加えて、防災行政無線の放送内容はかつぱメールでも配信しており、またNTTのテレフォンスービスからフリーダイヤルで聞くことができるようになっております。

今後におきましては、防災ラジオを導入した目的である災害時に正しい情報を明確に伝達できるよう、また市民全体に広く情報が行き渡るよう調査・研究・対策を行ってまいります。

さらに、黒木議員への答弁でも申し上げましたが、災害時においては、自分の身は自分で守る自助の考え方を持っていただき、災害に関する情報につきまして、先ほど御説明いたしました各種の情報伝達媒体を御自分に合った方法で活用されるよう努めていただきたいと思いますと考えております。皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

○議長（山越 守君） 建設部長益子政一君。

○建設部長（益子政一君） 続きまして、2番目の都市計画マスタープラン・牛久駅西側地域整備基本計画策定に関する数点の御質問にお答えします。

まず、基本計画策定の目的でございますが、近年の日本においては急速な超少子高齢化社会を迎えようとしております。牛久市においても、それは例外でなく、駅直近の既成団地ですら、既に30%、40%を超える高齢化率の地区もあり、これらの地区では近い将来に高齢化率が50%を超える限界集落化による地域コミュニティの崩落が危惧されています。

また、団塊世代の高齢化による生産年齢人口の減少は、市の収入根幹である税収減少をもたらす、今後の高齢化対策や子育て支援対策等、増加する扶助費に対応していくためには魅力的

なまちづくりを進め、定住世代の循環を促すことで安定的な税収を確保し、財政基盤の強化を図らなければなりません。

牛久駅西側地域では、都市基盤整備の骨格である道路整備や雨水対策が着々と進捗する中で、国道6号の慢性的渋滞も緩和される傾向にあります。そこで、住んで心地よく、ずっと住みたくなるような魅力あるまちづくりにするための整備方針や方向性を策定できる環境が整いつつある今、社会情勢や財政状況の危機感を強く認識した整備基本計画の策定を行うものであります。

基本計画に対する審議会答申につきましては、平成25年度末か平成26年度当初での答申を予定しており、現在、月に1回のペースで開催している審議会の中で西側地域のまちづくりのあり方を、積極的に議論していただいているところであります。

最後に、まちづくりの基本的な考え方についてであります。成長期から安定期を迎えた当市の現状を踏まえた中で、調和と共存を重視し、ちょうどよい人間サイズの規模で、人への思いやりや環境に配慮できるまちづくりをすること、言いかえれば物質的な豊かさはほどほどに、それよりも精神的な豊かさを感じられることを大事にするスローシティの理念をまちづくりの基本的な考え方に、具体的には各地域においてそれぞれの特性を生かし、めり張りのある生活圏の形成とともに、まちの活力を支え、人々の交流やにぎわいのある中心拠点の形成と産業の活性化を進めるよう、コンパクトな市街地の形成を図ることを目的としております。

○議長（山越 守君） 環境経済部長坂本光男君。

○環境経済部長（坂本光男君） 私からは、ネオニコチノイド系農薬についての御質問にお答えをいたします。

初めに、農薬は有機塩素系、有機リン系など、その化学構造により9種類に分類をされます。御質問のネオニコチノイド系農薬は、有害性が問題視される有機リン系農薬にかわり、1990年代に使用が始まり、近年多用されている農薬で、害虫防除の目的で使用されています。その成分がたばこの有害成分であるニコチンに似ているため、ネオニコチノイドという名前がついており、害虫の神経に刺激を与える殺虫剤でございます。

農薬は、病虫害や雑草などの防除を目的に農作物に散布されますが、作物に付着した農薬が収穫された農作物に残り、これが人体に取り込まれることも考えられます。このように農薬を使用した結果、農作物に残った農薬を残留農薬といい、この残留農薬が人の健康に害を及ぼさないように、農薬の登録に際しましては安全性に関する厳重な審査が実施されております。

健康への影響につきましては、農薬の摂取によるものと思われる頭痛やめまいなどの健康被害が報告されており、また農薬を一定量以上摂取した場合には異物を排せつしようという作用が働くため、腎臓や肝臓への影響が考えられます。

しかしながら、登録されている農薬につきましては、使用方法を守って使用すれば農薬が残留基準を超えて体内に残留することはないとされています。

次に、農業における農薬使用ですが、ネオニコチノイド系農薬は使用量が少なく済むため環境への影響が少なく、安価であり、購入しやすいなどの理由から日本を含め100カ国以上で販売・使用されており、日本においては殺虫目的で水稲、野菜、果樹などの栽培に広く使用されています。

水田の農薬空中散布においても、ネオニコチノイド系農薬を使用しておりますが、空中散布実施の際は、より安全に実施するために人家や転作水田などを外し、農薬の飛散防止のため無人ヘリコプターにより低空飛行で散布をしております。実施に当たっては、広報うしくや市ホームページで散布の日程、散布の際の注意点、養蜂群は散布地域外へ巣箱の移動を促すなど、周辺住民や養蜂業者への周知を行っております。

最後に、ネオニコチノイド系農薬を減らす取り組みですが、福岡県の農家グループがネオニコチノイド系農薬の使用をやめ、学校給食の廃食用油からつくられたリサイクル石けんを活用し、害虫防除に効果を上げているという例がマスコミに取り上げられております。これは石けんの持つ機能が害虫の呼吸器を塞ぎ、窒息死させるため害虫防除に効果を上げていると考えられます。

現在のところ、ネオニコチノイド系農薬にかわるものは開発されておませんが、農薬の使用者に当たっては、使用者に対し、適正な使用について啓発をしております。以上です。

○議長（山越 守君） 21番鈴木かずみ君。

〔21番鈴木かずみ君登壇〕

○21番（鈴木かずみ君） 防災ラジオについてですけれども、防災ラジオを配付した先へのアンケートの調査がされているということですが、その進捗状況について、またどのようにまとめていくのかということ、もう少し詳しく伺いたいと思います。

2点目としましては、電波の改善についてなんですけど、防災ラジオを設置しても電波の届きにくいところがあって、なかなかそうなるという意味がないわけで、どう改善を図ろうかということが大きな課題となってくると思われます。先ほども申しましたように、1つには防災ラジオ一つ一つに個別アンテナをつける方法というものもあるようですね。1個について1,800円ぐらいかかるというようなことですが、それから2つ目には市内何カ所かに中継地点、簡易の中継アンテナをつける方法、市内3カ所くらいつけば何とか牛久の場合、なるのかなという感じもあるわけなんですけど、それは1カ所150万から200万円程度ということですね。大々的な中継所、これを設置しますと1,000万円から2,000万円ぐらいかかってしま

うようです。簡易の中継アンテナについても、イズミヤのビルなどに設置をすれば電波の改善につながるのではないかと思われますが、これは専門家のほうとの関係もあるでしょうから、よく調査をしていただきたいと思います。

電波についてなんですが、災害時にだけ特に強い電波を流すというようなことができるのかどうか、そういうことについても研究をしていただきたいと思います。さらに使い勝手のよいものに改善されるかと思われます。

いずれにしても、メーカーに対してもよく改善を要求していただきたいと考えます。

これらの問題は牛久だけではなくて、全国で問題になっていて研究がされる段階だと思われまますので、もう少し情報を交流して、よりよい方向を、方法を探っていただきたいと考えます。

これらに関しての補助金についてなんですが、私たち党議員団は11月の25日、県内の議員とともに参議院会館におきまして各省庁交渉が行われて、それに参加をしてみいました。その際に総務省交渉では、防災無線、防災ラジオ等の交付税措置について、各地で大変関心が高い状況がありました。その中で担当者は防災行政無線の整備にかかわる財政措置は防災無線、防災ラジオの設置やデジタル化を行う場合に100%起債ができ、事業費の70%が需用額として交付税措置をされるというふうに答弁をしていました。ラジオの購入、簡易アンテナの設置、またはラジオに個別アンテナの設置、簡易の中継アンテナ、これらのことにもこの補助金の活用はできると確認をしてきました。しかし、目的別の補助金ではないことが大変残念ですが、いつどんな災害が起きるかわからない状況ですので、安心できる防災体制のために力を尽くしていただきたいと思います。

それから、防災ラジオについてですけれども、班長へは貸与で実際に今行われているわけなんですが、一般市民の希望者には7,000円で販売しているということですね。下妻市のように1,000円ぐらいで販売するというようなことが考えられないのかどうかお伺いしたいと思います。

現状では班長さんまでの配付ということですが、班長の中には高齢者の方もいらして、実際にどのようにしたら設置できて、どう活用するのか、実際に災害時には班長としてどういう行動をすればいいのか、何かあったときは班の人たちに伝えることも含めてお願いをしているのかどうかという点についてお伺いしたいと思います。

また、現状ではそのような防災意識と対応、徹底できていないのではないかと考えますが、行政区でも大変戸惑っている問題ではないかと思えます。こうした問題の解決には担当課任せでは大変難しい問題と考えます。全庁的にどうするのか、そういう視点で取り組んでほしいと思います。柔軟にいろいろ方法を考えていただけたらというふうに思うんですが、なかなか配付し切れないところがあるとすれば、回収をして必要な人に配付するということも考え

られると思います。市としての方針が出なければ改善につながらないと思いますが、市長の考え方を伺いたします。

牛久駅西側地域の整備計画の策定の点についてなんですが、今回の審議会の答申が平成26年度ですか、ということですが、この答申によってどんなことを期待して今審議が行われているのかということがなかなか明確に感じられない部分があるんですが、基本的なまちづくりの考え方として精神的な豊かさというようなお話もありましたけれども、開発も含めた考えがあってそういう計画のためにこういうことをしているのかなど私は思うんですが、今後の整備ということについて何か考えがあってこういう審議会をしているのではないかというふうには私は考えるのですが、その点について再度伺いたいと思います。

最後にですね、ネオニコチノイド系農薬についてなんですが、これはまだ広く知られていないわけなんですが、牛久市はスローフード、スローシティを目指しているようですが、スローシティの5つの要件のうちの一つに、スローフードは「地域固有の食をゆっくり味わえること」とありますけれども、まずは食に関しても安心安全であるということが大前提であると思います。ネオニコチノイド系農薬を減らす取り組みについては、バイオマス構想の中でもリサイクル石けんを活用して害虫防除に効果を上げるということなどは一つの施策としてぴったりではないかと思うんですが、市長にぜひとも新たな視点を持った取り組みとして研究をし、牛久市がこうした問題におきましても発信基地となって取り組んでいただきたいと考えますが、市長の見解を伺います。

以上で、終わります。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 鈴木議員の再質問についてお答えいたします。

防災対策の防災ラジオの件でございますが、防災無線を含め防災ラジオ、そしてメールとかいろいろありますが、基本的には各行政区中心につくっております自主防災会ですか、とか各コミュニティーで助け合うということを基本にしてるんですね。あと、各班長さん方にはそれなりにちゃんと防災ラジオが聞こえるように今全部やってるし、1対1という発想はとらないでください。自助、近所、共助、そして公助という考え方ですね。ですから、まず自分のできることは自分でやって、それとあと御近所で助け合えることは助け合えるようにする、そしてみんなで助け合う、その上に最終的には市のほうの公助の部分が入ってくると。そのためのさまざまな防災についての備えを日ごろからやるということで、1対1で助けっこしますとかできません。市が全て一人一人を直接というのは……（「そういうこと言ってるんじゃ……」の声あり）

ですから、防災無線等についても、1人だけがだめだっていうんじゃなくて御近所で聞けばいいだけの話です。かっぱメールだって登録してればいいわけだし、自分でちゃんと防災ラジオ、無線が開けないというならば、じゃあここはNTTのここの電話すれば同じもの聞けっから聞いてみたらって、鈴木議員もぜひともそういうことの普及をしていただきたいと思います。(発言者あり)

あと、次にですね……(「そういうことじゃないです」の声あり)基本的に同じです。隣同士で聞いてください。(発言者あり)

次に、もう一つ、まあ考え方の違いだからしょうがない。それから、牛久駅の西口の基本整備計画について、何か開発計画あるとかって言ってますけど、何もありませんよ。西口はもう基本的な雨水から何かからめちゃくちゃで何も整備されていない。雨降れば冠水だ何だってめっちゃめっちゃで、道路の拡幅もできない。そういう何のインフラも整備されていない状況を、今ちょうど再整備して当たり前の土地利用がそれぞれの地権者ができる状況をつくろう。

と同時に、町、地域全体として高齢化しちゃっている旧、あれから40年の住宅地ですね。これにいわゆるビフォー・アフターという形で若い人たちもそこに住めるような環境づくりをしていく。特に西口ですと刈谷を除きますと第1、第2つつじが丘においても、一番初めに開発、昭和の30年代に開発が入ったところがございますので、一宅地当たりの面積が50坪以下でございます。今の若い人たちは70坪から80坪の宅地がないと買いません。ですから、その宅地の、まあ今になればいわゆる小さくなっちゃっている宅地を、今の若い人たちがいいなどと言えるようなものに変えていたり、それから高齢者の方も若いときに来た方々ですから、若いときは問題なかったけれども自分たちが夫婦だけになったり、また1人になったり、そして年を老いて若いときは何でもなかったことがとんでもない不都合になっているわけです。そういうものを手直ししていたり、公園の位置もしかり。それから、若いときは何もデイサービスセンターなんて必要なかったんでしょけれども、そういうものも今必要になってきているわけで、地域での介護という問題も踏まえてコミュニティーの育成と同時にそのような地域の住宅地の再編、そしてその中に若い人も若きもそれぞれ住め得る地域の再整備です。これしなかったら、もう終わりです。限界集落で終わりです。それを今慌てて何とか落ちついてきて整備を進めるということでございます。

あと、ネオニコチノイド系の農薬ということについては、私もちょっとこれについては全然認識がございませんでした。牛久のこれからの農業のあり方については、スローフードというもの、またスローシティという考え方を基本的な理念と置いて現実的な対応をしてみますが、食についてはいわゆる農薬等においても減農薬やらそれから無農薬、そして肥料等においても基本的には有機栽培というものを基本的に念頭に置いていくわけですから、その場合に

は常に農薬というものがついてまいます。なぜかという、農業というのはある意味で雑草と害虫との戦いであります。そのためにさまざまな農薬が開発されてきているわけではございますけれども、そのことが人間の生きていく過程の中でさまざまな神経やら精神にも影響を与えるということであれば、これはもうとんでもないことでございますので、これについては真剣にですね、この農薬等の影響、また使用、そういうものについては現状をよく掌握しながら、牛久市民の健康とそして食の安全というものを担保するためにですね、市としては専門家の方の御指導もいただきながら現状、問題点、そういうものを把握しながら対応を進めてまいりたいというふうに考えております。

全てがいわゆる廃食用油でつくった石けんだけじゃありません。現実的にはお酢を使うとかさまざまないろんないわゆる農薬にかわるもの有機的、人体に害のないさまざまな農薬にかわる殺虫剤っていいですかね、除虫剤っていったらいいんでしょうかね、あとはいろんな病気に対する対応ですね。それはあるわけでございますが、その辺のところもよく勉強しながら農家の方々とも、少なくとも学校給食に納入する野菜等の栽培をしている農家の方々から順番にそういうところも、改善するところがあれば改善するという形で、まずは現状把握と同時に危険なものがあれば、それを除去する、そこから入っていきいたいというふうに考えております。以上でございます。（「答弁漏れ」の声あり）

○議長（山越 守君） 答弁漏れですか。（「はい」の声あり）自席で、では内容を……（「承知していらっしゃる」の声あり）わかっています。（「はい」の声あり）

市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 私のほうからは、まずアンケート調査の件でございますが、現在8割程度戻ってきております。それで今交通防災課だけでやっておりましたが、今市民活動課も入りまして区長さんを通して班長さんの説明をしながらですね、聞こえないところがあるかどうかチェックしながら、そこに今業者のほうにも依頼をしまして検討案を持ってくるように今指導しているところでございます。

また、電波でございますが、こちらについてはちょっと認識がありませんので、ちょっと調べて報告させていただきたいと思っております。

それと、あと7,000円で販売の件でございますが、まだ4月にやったばかりですので、今後区長さん、自主防災組織、その方と話をしながら今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（山越 守君） ここで暫時休憩いたします。再開は13時20分といたします。

午後0時06分休憩

---

午後1時20分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 本日共産党の利根川英雄でございます。通告順に従って質問します。一問一答でしたいんですが、今回は3月議会から試しにやるということなんで、そのときまで楽しみに待っているんですが、それでは、まず新築木造住宅の耐震指導についてお尋ねをいたします。

3. 11の東日本大震災、中越地震、阪神淡路大震災など大規模な地震が続いております。近い将来東南海、南関東直下型地震など大規模な地震が予想され、その被害が被害状況もシミュレートされている昨今であります。天災は防ぐことはできませんが、災害は人的に最小限に防ぐことができます。地震における被害の最も大きなものは家屋の倒壊と言えると思います。

そこで新築木造住宅、リフォームなどでの強固な耐震対策について、建築基準法の第1条では建物の敷地・構造・設備及び用途の最低基準を定めているにすぎません。そして震度6強（計測震度6～6.5未満）で建物や敷地が全壊しないことを目標にしているだけであります。震度7（計測震度6.5以上）ではどうすればよいのか、具体的な目標は建築基準法には書かれておりません。要するに震度7で全壊しても建築基準法上は合法になってしまうわけであります。

耐震基準の仕組みを知る上で身につけておきたいのが全壊率テーブルであります。阪神淡路大震災で建物がどのように全壊したのかを横軸に、震度を縦軸に全壊率、パーセントですね、をとって示したものが、この全壊率テーブルであります。牛久市では平成20年、このような形でゆれやすさ防災マップというのをつくって、ここに全壊率テーブルというものが書かれております。

阪神淡路大震災で被災した西宮市の木造建物の全壊率を、旧地区・昭和35年以前に建てられたもの、中地区として昭和35年から55年に建てられたもの、新地区として昭和56年以降の3つのタイプに分けて表示されております。この表ですね。一般的には、建築年が1980年（昭和55年）以前のを旧耐震建物、1981年（昭和56年）以降のを新耐震建物と分類しております。それを当てはめると、旧地区と中地区は旧耐震、新地区は新耐震時代に相当します。旧耐震建物の耐震強度は新耐震建物の0.5から0.8程度しかないと言われております。全壊率テーブルから見ると計測震度6.4（震度6強）のとき、旧地区の全壊率は70%、中地区は50%、新地区は10%であることがわかります。これに対して計測震

度6.5（震度7）では旧地区建物83%、中地区が63%、新地区の建物でも16%と急カーブを描いて全壊率が上昇しております。また、同じ震度7でも計測震度6.5では新地区の全壊率が16%に対し、計測震度7では何と55%まではね上がるすさまじさであります。将来起きるとされている大地震に備えるため、強固な住宅建設、リフォームやその指導も必要と考えるわけであります。

まずは柱、壁、直下率の強化であります。壁直下率とは、2階の柱のうち、その真下に1階の柱がある柱の割合、これを50%以上確保していれば床の不陸事故発生確率が低くなること が調査結果として明らかになっております。柱直下率は壁直下率と相関関係があり、その関係は柱直下率（パーセント）プラス10ポイントが、およそ壁直下率になります。一つの指標として壁直下率60%、柱直下率50%を合格ラインとすべきと言われております。

また、問題となるのは構造的にかなり乱暴な設計でもプレカット側で何とかおさめてしまうことが当たり前のようになっているようであります。プレカットとは、1階と2階の柱をつなぐとき、直線上ではなくて梁につけるときに使うもの、これをプレカットというそうなのですが、このプレカットを使っている結果、プレカットが普及し、構造に対する関心が薄れてきていると言われております。建築基準法では、最低基準であり、震度7の地震から建物を守ってくれるとは限りません。大震災、震度7に耐えようと思うならば自衛するしかないと言えるわけであります。

震度7に耐える建物を求めたいとするときには、例えば耐震等級を上げればいいと1999年に住宅の品質確保の促進等に関する法律、住宅品質確保法が制定されました。建て主が希望すれば建築基準法を上回る耐震強度の住宅を建て、その強度を保証する仕組みとなっております。耐震等級1、建築基準法が定める地震に倒壊しない建築、震度6強ですね。耐震等級2、建築基準法が定める1.25倍の地震に倒壊しない建築。耐震等級3、建築基準法が定める1.5倍の地震に倒壊しない建築であります。構造設計者の側では、耐震等級3は阪神淡路大震災を上回る規模の東海地震（震度7）でも倒壊しない程度と理解されております。住宅建設に当たって静岡県では建築構造設計指針を出しております。また、藤沢市や鈴鹿市では新築木造住宅での耐震の強化を呼びかけ、また岐阜県の建築士会でも取り上げられております。建築基準法以上のものになりますが、震度7以上に耐えられる住宅建設、またリフォームを目指しての指導援助はすべきと考えます。柱直下率、全壊率テーブルについて建築申請届け出等で指導できるのか、また牛久市でもゆれやすさ防災マップ、全壊率テーブルを示しておりますが、これは平成20年度作成のものでありますから、今後当然見直しをされてくると思います。柱、壁直下率及び耐震等級も含めて、このゆれやすさ防災マップに加えるべきと考えますが、その点についてお尋ねをいたします。

続きまして、友好都市の提携調印についてであります。

この問題に対しては、これまでする説明されておりますので、疑問点について質問をします。牛久市は、これまでカナダのホワイトホース市、オーストラリアのオレンジ市、常陸太田市と姉妹都市、色麻町とは親善友好都市として調印されてきました。今回は友好都市としての調印であります。友好都市、姉妹都市、親善友好都市との違いをお尋ねいたします。

牛久市もかわりのある自治体国際化協会、通称クレア（CLAIR）では、1つに両市長による提携書があること、2として交流分野が特定のものに限られていないこと、3つ目には交流するに当たって何らかの予算措置が必要になるものと考えられることから議会の承認を得ていること、この全てに該当するとき姉妹都市として取り扱うとしております。

しかし、今回は議会の承認を受けていないと。私が初めて聞いたのは、9月議会の常任委員会において副市長からであります。日程的にも確定ではないということでありました。計画性がないと言わざるを得ないわけであります。この点について考え方をお尋ねします。

また、友好都市を申し入れた日時はいつなのか、先日の全協ではよくわからず、調整中とありました。調印する1カ月前にも十分な、1カ月前にもまだ決まっていないということでありました。それどころか議会を早めてまで調印しなければならない理由が明確になっていないとともに、議会軽視と言わざるを得ないわけであります。この点についての考え方をお尋ねします。

出発1カ月前にも日程が定かではない、相手側にはその気があるのかどうか、こちらから押しかけていくのではないかというような声も聞こえてまいります。それを考えると調印は疑わしいのではないと言わざるを得ません。その点について確認をいたします。

次に、予算と支出の問題であります。9月、そして今回の補正予算の中に予算・支出等が記載されておられません。この点についてどうなのか。また、今後の計画について、次年度以降です。お尋ねをいたします。

ところで、議会に議長名で参加についてファクスが私の家に届きました。それによりますと、トスカーナ地方フィレンツェ、ローマなど日程内容には観光と記載してありました。今回の資料には視察となっております。観光と視察の違いはどういうことなのか。なぜこのように変わったのかお尋ねをいたします。また、レンガ工場やワイン工場の視察などわざわざイタリアに行かなくても見学できる場所は幾らでもあるのではないのでしょうか。

さらに、この日程表を見ますとローマに直接に行かないわけですね。JALでパリまで行き、それからローマに来ると。アリタリア航空で行きますと飛行時間は12時間50分、日程表によると17時間25分で到着することになっております。パリに着くのとほとんど同じに着くわけであります。なぜこういう状況になるのか、この点についてもお尋ねをいたします。

次に、スローシティの基本的考え方についてであります。

スローシティとスローシティ運動とは、当然違いがあります。ワインビレッジ構想やグリーンロード構想、歴道、歴史的地区環境整備地区、身近なまちづくり支援事業ですね、さらには駅東整備、つつじが丘の西等ですね、再生計画などを織りまぜ、スローシティというふうになるのではないかと思うんですが、これまでの市長の答弁を聞いていると全部含めてなのか、それとも駅前の開発だけなのか、ちょっとよくわからないので、その点について。

また、今回のスローシティ、その目的として、これまでの説明ですと、簡単と言うとにぎわいづくりとしておりますが、そのような箱物の行政で成功している事例をお尋ねします。聞くところによりますと、流山市と聞きますが、その点についてもどうか、お尋ねします。

スローシティの反対語はファーストシティと言われるそうですが、現状からすると牛久は今回のスローシティではなくファーストシティを目指しているとしか考えられません。スローシティ運動はスローシティ風土と連帯して始まったと認識しております。牛久のスローシティとは少し違うと思うのですが、今回の調印はスローシティに基づくものではなく、単なる友好都市と考えざるを得ないわけであります。議会を早めてまで行く必要のない、単なる観光旅行と言われてもしょうがないと思うわけであります。この点について明確な答弁をお願いいたします。

続きまして、全員協議会で示された3つの交流の内容についてであります。文化と社会的交流、経済的交流、市民交流、これだけでは具体的に何だかわかりません。スローシティ、スローフードと対比して、どのような交流なのかお尋ねをいたします。以上です。

○議長（山越 守君） 建設部次長山岡康秀君。

○建設部次長兼施設整備課長（山岡康秀君） それでは、利根川議員の新築木造住宅の耐震に関する指導についての御質問にお答えしたいと思います。

まず、初めに木造建物の全壊率テーブルでございますが、これは先ほども御説明あったとおり地震の際に震度が増すごとに建物が全壊する確率を示した表で、建築基準法、建築基準改正前の昭和56年5月以前の建築物と現行法令の規定で建築されたものとを比較しますと、改正前の建物は大幅に全壊率が上回っていることを示しているものでございます。当市の施策としましても、市耐震改修促進計画に基づきまして法改正前の建築された住宅に対し、耐震診断士を派遣するなど、事業を実施するなど、耐震化の推進を図っているところでございます。

次に、柱・壁の直下率につきましても、先ほど御説明がありましたが、建築物の2階にある柱・壁の真下に1階部分の柱や壁が一致する割合でございまして、その率が大きいほど強度が高まるという見解がございまして、しかしながら、建築基準法の上では柱や壁の直下率を検討することは規定されておらず、現行の法令を満足することで耐震における十分な強度があるもの

と定められております。

今後におきましても、各法令の動向を見ながら建物の安全上、必要な指導をしていくものと考えております。

また、それとともにゆれやすさ防災マップ等の見直しも検討してまいりたいと思います。

続きまして、スローシティの基本的な考え方でございますが、牛久市におけるスローシティの基本的な考え方は、効率性・即効性・競争など、利益の優先や一方的な優位性の確保を求めた高度成長期に重視された考え方を見直し、成長期から安定期を迎えた当市の現状を踏まえた中で調和と共存を重視し、ちょうどよい人間サイズの規模で人への思いやりや環境に配慮したまちづくりを進めることであり、日々の生活を送る中で物質的な豊かさはほどほどに、精神的な豊かさを優先させる考え方であると考えております。

具体的には、市民が地産地消を初め地域の自然や歴史・文化等に愛着を持ち、ライフスタイルの充実や地域とのつながりを重視する中で、住んで心地よく、ずっと住みたくなるような魅力あるまちづくりを進めることとございます。

この牛久市版スローシティを実現するための手段としましてワインビレッジ構想やグリーンロード構想、そしてバイオマスタウン構想が掲げられ、互いに連携し、関連性を持ちながらそれぞれの構想を具現化することでスローシティ牛久が実現されるものと考えております。

現在の牛久市における最上位計画である第3次総合計画は、これらの構想を軸に策定されたもので、その策定段階において多くの市民が参画し、約2年の歳月をかけて議論を重ねた結果、完成されたものであることは議員も御承知のことと思います。

また、東口駅前広場の再整備につきましても、杉森議員にお答えしましたように計画の実施までには数年という時間をかけ、数多くのワークショップや意見交換会などで市民の意見を取り入れた中で策定したものでございます。

当市といたしましては、これらのまちづくり構想を通じて年配の方が生き生きと暮らし、若い世代にとっても魅力的で、子供たちがふるさととして誇れるような、人と環境に優しい牛久のまちの実現を目指してまいります。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 私から、まず初めに友好都市提携調印についてお答えいたします。

まず、今回の牛久市とグレーヴェ・イン・キアンティ市の友好都市提携が財団法人自治体国際化協会が姉妹都市として取り扱う3つの定義のうち、議会の承認を得ていないのではないかという点についてでございますが、姉妹都市の定義については、本来、交流というものは人と人が触れ合うことであり、自由な発想のもとに行われるものであることから法律上の定めはありません。自治体国際化協会の3つの定義は、あくまで協会が統計処理を行う上で事務処理上

定めた基準であり、市町村の交流を何ら制限するものではありません。

また、議会運営事務提要にも「友好都市等の提携については、市議会議員全員協議会等で説明し了承を得るなどの方法でよい」と書かれていることから、今回のグレーヴェ・イン・キアンティ市との友好都市提携についても、11月13日の庁議で決定し、11月18日の市議会議員全員協議会で説明いたしました。

なお、これまでのホワイトホース市、オレンジ市との姉妹都市提携の際にも全員協議会で説明をしております。

姉妹都市、友好都市、親善友好都市などの名前の使い分けについては、現在、牛久市はカナダのホワイトホース市、オーストラリアのオレンジ市、常陸太田市と姉妹都市を、また宮城県の色麻町と親善友好都市を提携しており、言葉の違いによる交流内容の差はありません。グレーヴェ・イン・キアンティ市とは友好都市を提携いたします。

イタリアでは町と町の交流において、まず友好都市から始めて交流の活発度や成熟度を見きわめながら姉妹都市に移行するというやり方があり、最近の事例でいいますと岐阜県坂祝町が平成24年2月にイタリアのマラネロ市と友好都市を提携しております。

グレーヴェ・イン・キアンティ市への友好都市提携の申し入れの時期につきましては、市長が議案説明前の挨拶で申し上げたとおり、平成22年10月に市長が訪問し、現地を実際に見てグレーヴェ・イン・キアンティ市と交流することが牛久市のまちづくりにとって大いに参考になることを確信して帰国しました。

その後、手紙やメールのやりとりをしながらスローシティの取り組みを進め、一方では平成24年11月より庁内で組織する「グレーヴェ・イン・キアンティ市交流検討委員会」で交流内容を協議し、平成25年9月に牛久市から改めて交流と訪問の申し入れをいたしました。先方からは、先ほど申し上げたイタリアで行われるやり方として、まず友好都市から始めて姉妹都市に移行するというやり方がよいのではないかと提案があり、その意向に沿う形となりました。

訪問日程については、先方の受け入れ希望時期がクリスマス前ということで、準備期間を含めて調整した結果、やむを得ず議会開催時期を前倒しさせていただきました。

調印の日程につきましては、全員協議会でもお話ししたとおり、先方のお国柄と申しますか、連絡がなかなか来ませんでした。全協で説明の後、12月16日の午前中と決定いたしました。

現在、グレーヴェ・イン・キアンティ市は6カ国・7都市と姉妹都市を結んでおります。グレーヴェ・イン・キアンティ市はスローシティの発祥の地であり、連盟の加入数は28カ国・182都市でございます。

訪問の経費については、飛行機代を含む交通費と宿泊費が公費、その他食事代等は私費となります。全体の経費は私費も含めて1人当たり約34万1,000円となります。

なお、市長分の経費については、茨城県市長会海外先進都市行政調査要綱の定めるところにより、30万円を限度とする経費負担がありますので、雑入として今年度収入し、今回の渡航経費に充当いたします。

航空経路については、直行便を予定していましたが、アリタリア航空の経営破綻の情報が入ったので、市長と議長の公務としての渡航であることから、当日欠航の危険を回避するため、安全性と信頼性を重視し、日本航空に決定した結果、行きはパリ経由、帰りはフランクフルト経由の便となりました。

格安航空券につきましては、トルコ航空などについてインターネット等で検討いたしました。が、経由地がイスタンブールなど、やや政情に不安のある地域であったり、キャンセル規定や支払い方法に関する規定が厳しいなどのことから、先ほども申し上げましたとおり安全性と信頼性を重視して日本の航空会社を選択いたしました。その際、全日空より日本航空のほうが価格が低かったため日本航空を選択いたしました。また、航空券の購入につきましては、旅行会社を通さず、職員が直接日本航空から購入し、価格を削減いたしました。

また、グレーヴェ・イン・キアンティ市訪問日程表の中に「観光」という言葉が使われているという御質問でございますが、この日程表は牛久市国際交流協会の理事の方々に御案内をした際の日程確認のために、あくまで案としてつくった書類でありまして、再度見直した結果、「視察」に修正いたしました。

グレーヴェ・イン・キアンティ市でのレンガ工場とワイナリー視察につきましては、牛久駅東口の改装に使用するレンガを生産する工場であるため、視察いたします。ワイナリーにつきましても、グレーヴェ・イン・キアンティ市はワインの世界的な産地でありますので、視察に値する場所であると認識しております。

最後に、提携書の中の交流の内容1、2、3の具体的な中身については、今後交流をしながら市内だけでなく市内各団体等を含め、さまざまな可能性を幅広く探っていきたいと考えております。

現在のところ、1の文化と社会的交流としては、出版物の交換として牛久市からは小川芋銭画集を贈るなどが考えられます。2の経済交流としては、既に牛久駅東口の改装に使用するキアンティ地方産のレンガを輸入する計画を進めております。来年も実施予定のスローシティまつりにおいて、キアンティ産のワインを購入・提供する予定であります。3の市民交流としては、来年度以降、議員を含む市民団や青少年の派遣や受け入れを考えております。また、スローシティのまちづくりの実践例を学ぶことも交流の大きな目的であります。

今後とも、グレーヴェ・イン・キアンティ市との交流事業について御理解と御協力をいただけますよう、お願い申し上げます。（「答弁漏れ」の声あり）

○議長（山越 守君） はい、自席でお願いします。

○22番（利根川英雄君） さっきの耐震のことで、建築指導がどうなっているのかということ、市のほうでそのような建築指導ができるのかどうかということ。

○議長（山越 守君） 建設部次長山岡康秀君。

○建設部次長兼施設整備課長（山岡康秀君） 市のほうで建築指導ができるのかという御質問でございますが、現在、牛久市のほうでは特定行政庁は運営しておりませんので、こちらのほうに通常市民の方々が、業者の方々が建築確認を出す際は民間会社等のほうに、民間の会社のほうに提出するというのが9割以上ということになりますので、市に県南総合事務所のところに經由して持ってくるという事例は年間を数えても数例、二、三件しかありませんので、指導という面ではかなり難しいかと思われま。

また、市民の方々がこちらのほうの建築指導の窓口に来られて、どういうものかということであれば、こちらのほうから優しくお話しすることはできるかなと思います。

○議長（山越 守君） 22番利根川英雄君。

〔22番利根川英雄君登壇〕

○22番（利根川英雄君） 2回目の質問をします。建築指導の問題、新築木造住宅等の耐震指導の問題についてですが、建築基準法の問題点もあり、なかなか難しいとは思いますが。柱・壁直下率ですが、2階の柱のうち、その真下に1階の柱がある柱の割合を50%以上確保していれば床の不陸事故発生確率が低くなるということが調査結果として明らかになっております。柱直下率は壁直下率が2階間仕切りのうち、その真下に1階間仕切りがある割合と相関関係にあります。その関係は柱直下率プラス10ポイント。

そのような中、設計において、現在は通し柱で建築設計ができているかというとなかなかそうはいかず、四隅、4本しかない建築物もあるように聞いております。2階と2階の柱を、どのような形にするかといいますと、先ほど言いましたプレカット、これが普及をして構造に対する関心が薄れているという報告もされております。例えばランダムに100件のプレカット図を調査した結果、構造的に柱直下率の低いものは何と6件、新築の木造住宅でも6%もの危険性があるということでありま。新築の木造住宅、何とも恐ろしい話でありま。さらに、このプレカット加工率は6割近くが工場に依存してあります。プレカットの加工技術は経験不問で設計施工と工場が分業で行われ、十分連携がとれていないのが現状と聞いてあります。これについても教育訓練が必要だというふうに思うわけでありまが、建築指導の問題については、いろいろな問題点はあるとは思いますが、他の市町村先進事例でいきますと、例えば静岡

県は東海地震が起きると言われている地域でありますから、当然住宅建設における指針というものは出されて当然というふうには思いますが、そのほかの地域でも新築住宅に関する、対する基本的な考え方を、市のほうの指導としてホームページ、パンフレット等に記載をして配布をしていると。また、市内業者等にも含めてですね、それらを指導するというのも当然可能ではないかと思えます。

部長の答弁ですと、法令の状況を見ながら云々と言われておりましたが、これがなかなか国土交通省のほうもですね、なかなかうんと言わないというような現状もあるようであります。特に茨城県は、そんなの知らないというような形で門前払いというような状況もあるようであります。ここで牛久市がですね、先進事例としてこのような形のもの、特にですね、先ほども提示しましたゆれやすさ防災マップの中で木造建物の全壊率テーブルというのがあります。全国で地方自治体がこのようなものを印刷して提出しているというのは牛久市しかないんですね。その点でも先進的だと思います。

しかし、これを見ただけではですね、どのような住宅が強固なのかというのがわかんないわけです。これから、平成20年につくったものであり、3.11、東日本大震災の以前につくったものでありますから、当然改正されてくると思えます。この点も含めて、やはりせっかくこのような先進的な事例を牛久市が持っているわけですから、これを壁ないし柱直下率等含めて、そしてまた耐震強度の問題も含めて記載していく必要があるのではないかと。これは木造建築だけ私は質問の中で取り上げましたが、実際にはこれコンクリートのですね、言ってみればマンションの倒壊率等も、ここには全壊率テーブルの中には入っております。

本当にほかの、先ほど言いました藤沢とか岐阜の建築士会ですか、そういったところから見てもですね、非常に先進的だと私は思っております。ぜひこれは牛久市の先進事例をさらに前進させるために、この防災マップ、さらには茨城県に対しても、この震度7に対応できる強固な住宅建設、そしてまたリフォームができるようなものを指導できるような形で申し入れもしていただきたいと思うんですが、その点について、一つ確認をしたいと思えます。

続きまして、調印とスローシティの問題についてであります。一つはまちづくりの基本的な考え方というものです。例えばまちづくりの考え方というのは欧米と日本では大いに違うわけでありまして。その欧米諸国のまちづくり、スローシティというようなものが実際に牛久市に当てはまるのかどうかという問題について考えますと、地域住民のライフスタイルが全く違っていると、このようなものを把握しないまちづくりというのは失敗するに値するわけでありまして。

先ほど来、市民の声を聞きながら、意見を聞きながらということではあります。その聞き方自体「どのようなまちがいいですか」とか「どのようなことを望みますか」というような聞き方、そしてまた答え方だとは思いますが、このライフスタイル、市民の生活様式、趣味や交際

など個性をあらわす生き方、これがライフスタイルですね。これらを十分把握してから、このようなまちづくり、スローシティというものが必要ではないかと思えます。

それには4つの見方があり、余暇を誰と過ごすのか、余暇をどこで過ごすのか、余暇をどう過ごすのか、そしてまた平日をどこで過ごすのか、これがですね、この4つとも欧米と比べて全く日本の生活様式は違うわけであります。まず、まちづくりの失敗した事例というのは、ほとんどが上から来たものであり、国の補助金がついたものであります。

少し流山の先進事例ということを質問したが答弁がありませんでしたが、ちょっと流山と牛久市とはね、全く状況が違うし、つくばエクスプレスが開通をし、東京、まあ秋葉原まで20分程度のまちと牛久では比較にならないというふうには思えます。確かに現状では活性化してきたと思いますが、流山はスローシティのまちづくりは行っていないというふうには私は認識しております。

それとですね、スローシティとスローシティ運動と、どう違うのかという問題についても答弁はなかったんですが、これは理解されているのかどうか。スローシティ運動というのは、スローフード運動から始まりましてスローシティ運動になりました。スローフードは1989年から始まり、何で始まったかというマクドナルドがイタリアに進出すると、これに猛反対をして起きたのがスローフード運動であり、イタリアはスローフード宣言というものを1989年に宣言しております。そしてこれから10年たった後でスローシティ運動というふうになってきたわけであります。

このような状況を見る限り、牛久市のスローシティのまちづくりというのは大変疑問に感じます。バイオマスタウン構想、ワインビレッジ構想、グリーンロード、箱物行政、先ほども言いましたファーストシティ構想になるのではないかというふうに思うわけであります。

また、市長は今回このスローシティ、またワインビレッジ構想の中でにぎわいを取り戻すというふうに言われておりましたが、にぎわいを取り戻すために上から物事をやる、人から意見を聞くじゃなくて、ではなぜ衰退したのかということ、これは市長もちょっと言っておりましたが、高齢化社会というのが当然あると思えます。しかし、そのほかにも多分に大きな問題点があると思えます。車社会、インターネット社会、そしてカップル減少社会、そして格差社会と、このように衰退していく原因というのは多々あると思えます。これらを牛久市の中で把握しないまちづくりは、果たして成功するのかどうか大変疑問に思うわけであります。

今回の、1回目で言いましたが、キアンティ市とのスローシティ、友好都市の調印について、急ぐ必要はない。今クリスマスが云々と言っておりましたが、何も来年になればいいことであり、そしてまた来年度の予算づけをしながらですね、やっても十分間に合うし、そんなに急ぐ必要はないと。なぜ急ぐのか。急ぐ理由が私は全く理解できないと言いましたが、それに対す

る答弁がありませんでしたので、その点について再度お尋ねいたします。

そして、また3つの友好都市交流の目的ですね、スローシティ運動とスローシティとは違うわけであって、どうも今の答弁ですと十分理解できない点がある。というのは、1つは急いでいるという点ですね。その点について、スローシティ運動とスローシティと、どう違うのか理解されているかどうか、この点について再度お尋ねをいたします。

そして、また今回はもう航空券を買って、あちらとの状況も決まったようですが、私は急ぐべきではないし、すべきではないというふうに考えますが、その点について再度お尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 建設部次長山岡康秀君。

○建設部次長兼施設整備課長（山岡康秀君） 直下率についてでございますが、まだ茨城県では立証されておりませんが、立証されれば県のほうにも声かけ、呼びかけて、あとは市民の方々に窓口でわかりやすく御説明したいと思っております。

また、直下率もさることながら、各住宅メーカーのほうでも先ほどありましたようにプレカットのみならず、耐震ブレース等の補強の開発も進んでおりますので、これもあわせて窓口に相談に見えたお客様には、わかりやすく説明したいと思っております。

次に、流山市の件でございますが、流山市につきましては、9月議会の常任委員会において駅前広場改修工事のにぎわいづくりの成功例として日南市とともに例示したものでございますので、スローシティの例としたものではございません。

次に、スローシティが牛久市に当てはまるのかどうかという御質問がありましたが、そもそもスローシティの母体となっているものは、先ほど議員もお話があったとおりスローフード運動でございます。

また、このスローシティ、これの指標、指標です。達成するための目安ということになりますと、1つが環境施策、これは代替エネルギーとか当然牛久市でも進んでいます太陽光、バイオマス産業。次に社会資本政策、これは緑地整備、また今市のほうで進んでおります旧市街地再整備、ビフォー・アフターということになります。3番目として生活の質、これは歴史・文化の保持。次に、4番目として食事プラン、これは地元生産の活用、いわゆる地産地消ということになると思います。最後に住民意識の向上ということでもありますので、全て牛久市の施策として実施している、または計画しているのであろうかと思われまます。以上です。

○議長（山越 守君） 市民部長坂野一夫君。

○市民部長（坂野一夫君） 私のほうからは、なぜ急ぐのかという御質問でございますが、これにつきましては既に市長が3年前にグレーヴェ・イン・キアンティ市のほうを訪問しております。そういう中で手紙のやりとり、メールをしておりました。そういう中で東日本の大震災

があって中断をしております。そういう中で去年から始まった検討委員会の中で、やはり実際のほうも地産地消、スローフード運動ですね、これに伴うスローシティ活動のほうも推し進めるという姿勢の中で手紙をやりとりした結果、向こうのほうもやはり機は熟したということで今回、とんとんとんと決まった次第でございます。それでやはり市のほうとしましても、そういう中ですので、この機を逃してはいけないということで現在に至っているわけでございます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 次に、5番市川圭一君。

〔5番市川圭一君登壇〕

○5番（市川圭一君） 皆さん、こんにちは。政明クラブの市川圭一です。通告に従いまして2つの質問をいたします。

まず、1つ目の予防接種についてですが、今回は昨年12月定例会でも答弁をいただいたロタウイルスワクチン接種と高齢者肺炎球菌ワクチン接種について質問をいたします。

昨年に引き続き、ことしも全国的にノロウイルスが流行し、感染者が感染を拡大し、飲食店等も営業停止の被害を受け、社会的にも多大なる被害をもたらしています。予防接種の環境も任意接種から定期接種への移行が徐々にされ、子供の予防接種は次の世代を担う子供たちを感染症から守り、健やかな育ちを支える役割を果たすという本来の趣旨に近づいています。これは11月の28日読売新聞に掲載されていた、まあ予防接種小児用一覧表になります。

ちなみに、牛久市では大半の予防接種は助成がされておりますが、任意接種の一つでありますB型肝炎、この発症は日本で22年間で現在のところ57人が発症しております。

保健センターの職員の皆さんの努力もございまして、自治体間の体力差のため、一律に接種を受ける環境が整っておらず、住民票を移す一つの決め手にもなっております。11月30日の茨城新聞の記事で、「県内の自治体では子育て日本一を掲げ、定住促進や少子化対策に躍起になっている」とありました。当市も年々予防接種にかかわる予算はふえ、市政情報誌、こちらの表紙のほうにもなっておりますが、1人当たり27万円がかかるといふ表記があります。予算に限りはあると思いますが、予防という観点からも、ぜひとも助成対象として検討をしていただきたいと思います。

続きまして、高齢者肺炎球菌ワクチンについては、9月の定例会の決算資料で接種率の低さが目立っておりました。65歳を過ぎたら肺炎予防、死亡原因第3位というテレビCMを見た方も多いいと思います。一昨年に脳血管疾患を抜いて第3位になり、年間約12万人が亡くなり、その95%以上を65歳以上が占めていて、70歳未満ではマイコプラズマによる肺炎が一番多いが、70歳以上だと肺炎球菌が一番多く、約50%になる。肺炎球菌ワクチンは肺炎球菌による感染の80%以上をカバーし、65歳以上の高齢者の半分以上が接種しているアメリカ

の調査では、インフルエンザワクチンと併用すると入院率は63%、死亡率は81%低下したというデータもあります。

1回の接種で5年以上予防効果があります。以上、2点の予防接種の助成及び接種率アップにつながる今後の対応を伺います。

2つ目の地域に根差した教育活動についてですが、まず9月15日に神谷行政区敬老祝賀会の中で皆さんもよく御存じだと思いますが、元の選挙管理委員長もお務めになりました稲葉弘平さんによる神谷の昔ばなしという講話がありました。一部を御紹介させていただきます。

神谷の成り立ちとして、神谷伝兵衛が明治30年に払い下げた160町歩は、現在の神谷区神谷2区、かわはら台区、女化西区、柏田台区にわたる南北4.3キロ、東西1キロ未満の細長い土地であった。そのうちの北半分の地にブドウ畑、40町歩にブドウの木13万本が植えられた。南半分は主に茨城県西地区、山形、長野の人々が入植し、畑作農業を始めた。この集落は戸数40戸足らずで独立行政区として認められず、岡田村第1区だった柏田区に属し、区長代理者が区の業務を行っていた。そして昭和5年岡田村第9区として独立し、区長を置くことができた。そして現在、463名にも上る大行政区になった。また、神谷稲荷神社の縁起として明治36年シャトー完成の時期に稲荷神社が建てられ、伝兵衛の故郷、これは神谷伝兵衛ですね。神谷伝兵衛の故郷、愛知県豊川市の豊川稲荷の分社として御神体が祭られた。社殿はシャトーと同じ赤れんがづくりだった。

しかし、建立から100年近くたち、社殿が崩壊のおそれがあったので昭和62年に建てかえられた。そして、神谷墓地の話が出ました。神谷墓地は以前は広大な墓地公園でした。広さが約3ヘクタールあり、入り口は現在のショッピング、カスミショッピングストアですね、の近くで御影石の大鳥居と大きな狛犬があり、参道には10対以上の大きな石灯籠が並び、両側は芝生で奥が松林になっており、小学校1年生の遠足地として親しまれていました。この墓地には伝兵衛の遺言により大正11年4月に伝兵衛亡き後、ここに埋葬されたとあります。墓標には「従六位 神谷伝兵衛の墓」と刻まれていました。その後、2代目伝兵衛も並んで葬られ、昭和53年4月、東京谷中墓地に改葬された。そして現在、「神谷家墓地跡」という石碑と伝兵衛の顕彰碑が建っていますという旨のお話がありました。私も初めて聞く話ばかりで、改めて神谷の生い立ちを聞く機会を得、大変勉強になった次第であります。

また、議長代理で出席した奥野小地区社協の秋そば収穫祭の中でも奥野地区にまつわる「かるたとり大会」がありました。絵札と読み札は子供たちが作成し、勉強にもつながっており大変よい取り組みだと思います。このようにそれぞれの地区でいろいろなものがあると思います。また、小学校学校6年間の中で国会議事堂、茨城県議会議場を見学に行きますが、牛久市議会の議場は子ども議会以外を対象になっていない、このこともつけ加えておきます。

以上、学び合いを通じて学力向上を目指す中、地域に根差した学び合いについて伺います。

最後に、来年の干支のうまは生命力の象徴とされ、人々に幸運と名声を呼ぶ縁起がよい干支です。来年はよき1年になるよう祈念して、本年最後の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 市長池邊勝幸君。

〔市長池邊勝幸君登壇〕

○市長（池邊勝幸君） 市川議員の御質問のうち、予防接種についてお答えしたいと思います。

まず、ロタウイルスワクチン接種についてお答えいたします。

当市は、任意接種については積極的に助成を実施してまいりました。予防接種にかかわる総予算は、21年度は8,200万円、22年度は1億4,400万円、23年度は2億2,000万円、24年度は2億4,700万円で推移しております。

平成25年4月から小児肺炎球菌、ヒブ、子宮頸がんの3種類のワクチンが定期接種となり、さらに26年4月からは水ぼうそう、おたふく風邪、B型肝炎、高齢者肺炎球菌が定期接種となる予定であります。このため、予防接種に係る市の予算は、平成25年度の2億5,200万円であり、26年度は3億5,700万円と大幅な増額を余儀なくされる状況でございます。

当市は、子供の健康を守るため予防接種事業を推進してまいりました。今後も定期接種の動向や予算の優先順位を見据えながら、ロタウイルスワクチンについても対応を検討してまいります。

次に、高齢者肺炎球菌予防接種の接種率向上対策についてでございますが、高齢者肺炎球菌予防接種の助成は平成22年10月より開始し、接種率は平均27%となっております。65歳以上の方を対象とした1回のみのものであり、効果的な接種時期などは個別の健康状態や過去の接種履歴によって異なることから、65歳到達時に御案内を通知するのみとなっております。平成26年度からは定期接種に位置づけられ、回数や効果的な接種時期などが提示されると思われまので、未接種者への接種勧奨や啓発普及を検討してまいります。

もう一つの質問につきましては、担当より答弁させます。

○議長（山越 守君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 地域に根差した教育活動についてお答えいたします。

牛久市内の各小中学校では、各教科や総合的な学習の時間で地域の素材や人材を生かした地域に根差した特色ある教育活動を展開しています。

神谷小学校では、市川議員初め保護者の方々、NPO法人アサザ基金や地域のボランティアの方々とともに児童が荒れた谷津田を再生しました。現在、この里山は「わくわくランド」や「カワセミの里」と呼ばれ、水生生物や昆虫、鳥などが集まる場所となっております、児童たちは

そこで観察を行ったり、田植えや稲刈り体験をするなど豊かな体験活動に取り組んでいます。

また、牛久第二中学校では、全校挙げて「歩く会」を実施しています。学校を発着点とする3つのコースを設定し、毎回13キロメートル余り、3年間をかけて学校周辺を歩きます。事前の学習の中で地域にある史跡や神社仏閣の歴史的価値などを学ぶ機会を設定し、当日は学芸員の方々も一緒に地域を歩きながら、自分たちの住む地域を知り、地域とのきずなを深めています。

また、各小学校では学校給食での残滓を堆肥にして土づくりをする「学校給食ゼロエミッション学習」を行っており、土づくりを通して肥沃となった学校農園ではサツマイモや牛久特産の落花生、ジャガイモなどを栽培しています。

さらに、下根中学校では1年生が総合的な学習の時間を利用して学校農園でのヒマワリの栽培や採油活動を行い、この油の一部は地域を走るコミュニティバス（かっぱ号）などに利用されました。

牛久小学校では、地区社協の方々をゲストティーチャーに招き、小川芋銭についての講話をいただいたり、城中太鼓の実技指導を受けたりしています。

また、牛久第二小学校では道徳の時間に初めてアンパンをつくった木村安兵衛について郷土資料を用いて学ぶ機会を設けています。

牛久市の小学校では、スローフードの理念に基づき、地域の食材を大切にした質にこだわった学校給食を提供しています。地場産品の積極的な活用を目的に、平成18年度からは学校給食に「牛久の日」を設け、牛乳・調味料以外の全ての食材を牛久産に限定した給食を提供し、市で採用しました学校栄養士が子供たちに食育指導をしています。

今後も各小学校や中学校においては、各地区の特色ある歴史教材や自然教材を取り入れ、NPOなどの各種団体や地域、保護者の方々の協力を得て教育活動を推進していくとともに、スローシティのまちづくりを目指すバイオマスタウン構想、ワインビレッジ構想、グリーンロード構想といった牛久市のまちづくりなどにも子供たちを参加させていくことで地域に根差した教育活動が具現化されていくものと思っております。

牛久市議会の議場の見学ということも各小学校の校長先生等と相談しながら検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山越 守君） 5番市川圭一君。

〔5番市川圭一君登壇〕

○5番（市川圭一君） それでは、これはもう要望というかですね、お願いでございます。

先ほど質問の中にもありましたが、予防接種の優先度合いということでは、先ほど言いましたB型肝炎ワクチンについては、今まで日本の中で22年間でまだ57人の発症ということは、

小児科の先生方からのお話によりますと、やはりロタウイルスのほうが先に接種、予防接種のほうが緊急性としては高いんじゃないかというようなお話もいただいております。ぜひともその点を再度また御検討していただいて、優先順位、本来であれば全部が国費による予防接種実施という、任意性しか、定期接種ということが望ましいんですが、そちらのほうをぜひ検討材料の一つとして入れていただければなと思っております。以上です。

○議長（山越 守君） これをもって、一般質問を終結いたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後２時２９分散会